

平成 1 8 年度環境年次報告書

# 西東京市 環境白書



西東京市生活環境部環境保全課



## はじめに

西東京市では、平成 14 年（2002 年）4 月に、市民からなる「まちづくり市民会議」の提言による条例案を踏まえ「西東京市環境基本条例」を制定しました。また、この条例を受けて、同条例第 7 条に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「西東京市環境基本計画」を平成 16 年（2004 年）3 月に策定しました。

さらに、この西東京市環境基本条例において市長は、毎年、市の環境の現状と環境の保全等に関する施策について「年次報告書」を作成し、公表することを定めています。この中では年次報告書に対する市民の意見を聴くために必要な措置を講じるものとされています。

本環境白書は、条例に基づく年次報告書として、西東京市の平成 18 年度（2006 年度）における環境の現状と実施された施策等をまとめました。

西東京市は平成 19 年 7 月に組織改正を行いました。本報告書では平成 18 年度の旧組織名を使用しています。

市の木／花 イメージキャラクター



はなみずき つつじ ひまわり コスモス すいせん けやき

## - 西東京市環境白書目次 -

第1章 環境白書の基本的な考え方	1
1 西東京市環境白書の目的と位置づけ	2
2 点検・評価に当たっての留意点	3
3 P D C Aサイクルの推進	4
4 市民意見の重要性	4
第2章 西東京市の環境の概況	5
1 立地	6
2 人口・世帯数	6
3 土地・気候	7
4 産業	8
5 みどりと公園	9
6 身近な環境問題	10
第3章 西東京市環境基本計画の状況	11
1 西東京市環境基本計画に掲げられている環境指標・目標の状況	12
2 重点プロジェクトの状況と課題・問題点	18
第4章 環境施策の実施状況	27
1 環境汚染の防止	29
2 道路環境・交通マネジメント	35
3 都市景観・都市環境の保全	36
4 みどりの保全・育成	37
5 水辺環境の保全	41
6 自然とのふれあいの確保	43
7 歴史的・文化的環境資源の確保	44
8 広域的な環境問題への対応	45
9 ごみ減量・循環型社会へ	46
10 農と消費の一体化	48
11 環境情報の交流	49
12 環境学習の推進	50
13 環境保全活動への支援	51
14 パートナーシップの推進	51
環境指標の状況	53
主な環境基準	67
用語解説	73
西東京市環境基本条例	79

## 第1章 環境白書の基本的な考え方

---

平成19年(2007年)2月に公表された、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告第1次作業部会報告では、地球温暖化が喫緊の問題であることが提起されました。

環境に対する話題の取り上げ方も、地球温暖化をはじめとする環境に関する報道やテレビなどでの放映が非常に増え、映画「不都合な真実」など、幅広い層の興味・関心を得る形へと変化してきています。国は「クール・ビズ」や「ウォーム・ビズ」、「チーム・マイナス6%」、また、東京都全体の取組みとして都市部のヒートアイランド現象の緩和に向けた「打ち水大作戦」や省エネルギーのための「キャンドル・ナイト」といった社会的運動が始まるなど、各所で環境活動が行われるようになりました。

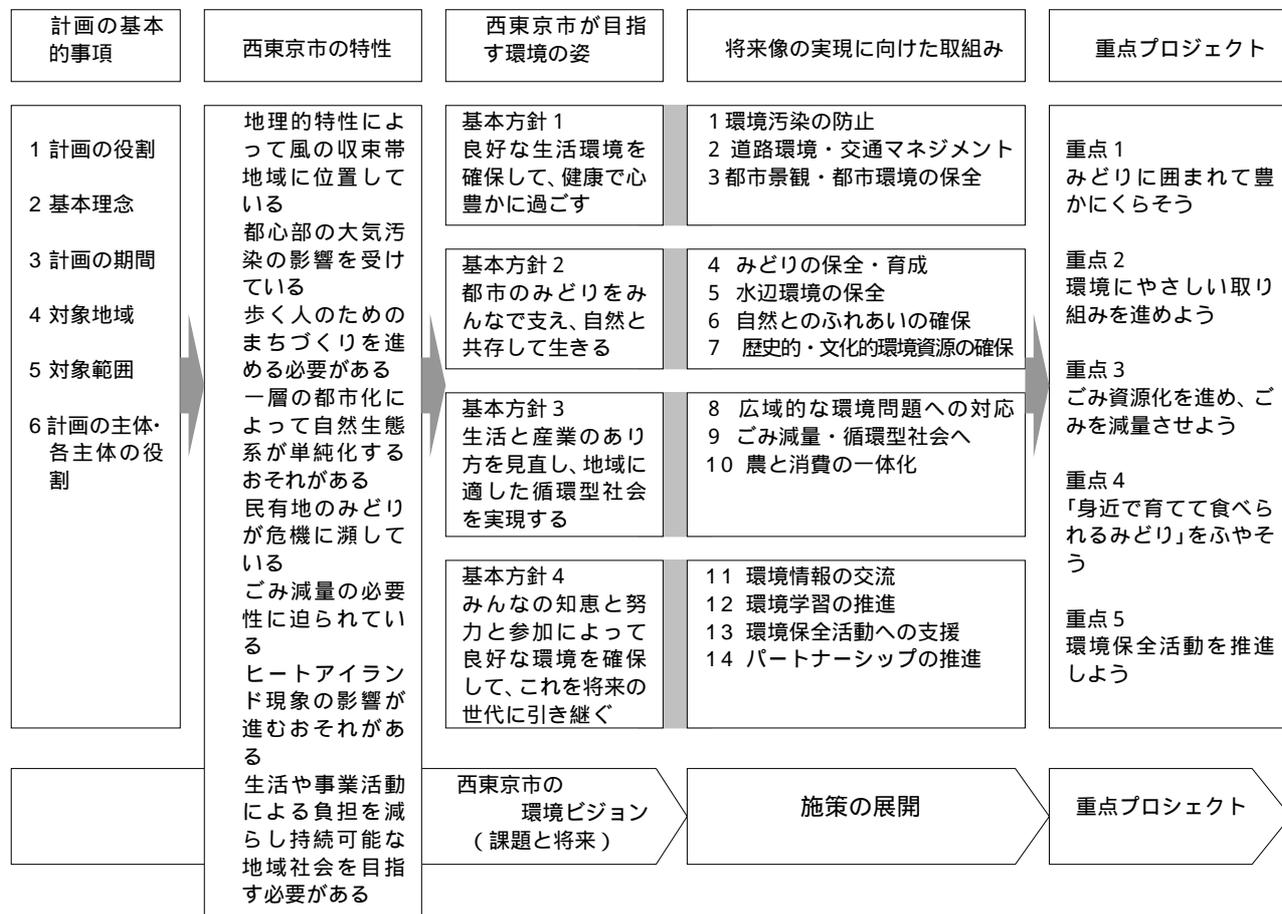
市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り将来の世代に引き継ぐ社会、持続可能な社会の実現を目指して、市民と行政が協働で、今後、どのように取組んでいくかを考えていかなければなりません。

### 1 西東京市環境白書の目的と位置づけ

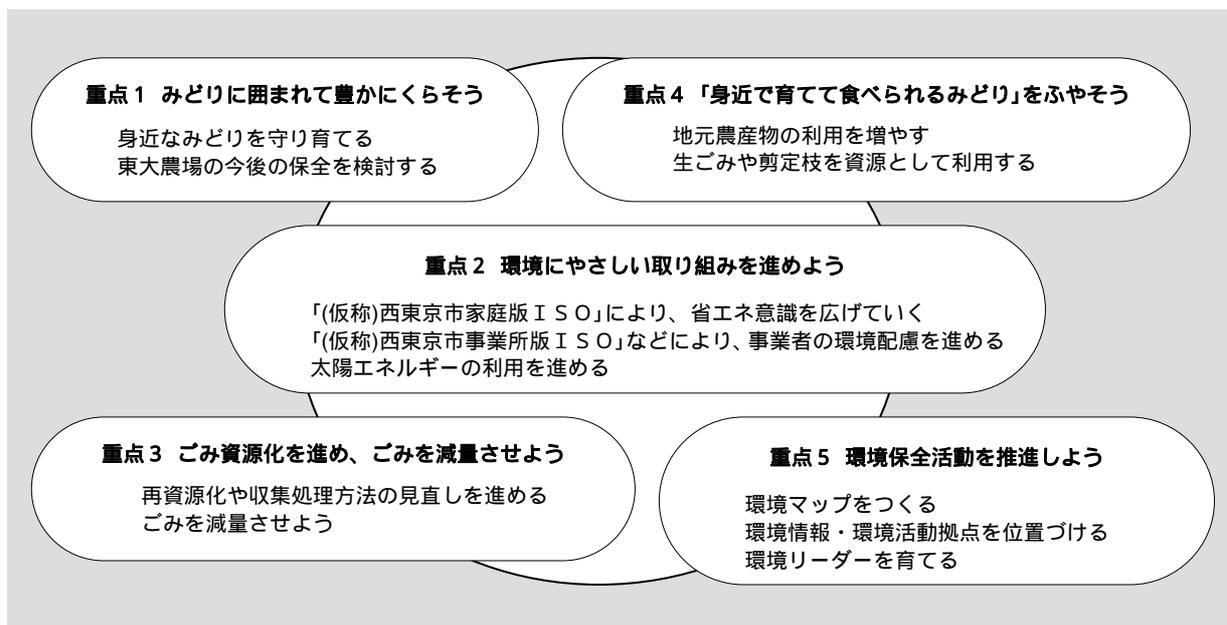
西東京市は、平成14年(2002年)4月、環境保全の基本的な考え方として市・事業者・市民、それぞれの役割などを示した「西東京市環境基本条例」を制定しました。この条例の第7条に基づいて、平成16年(2004年)3月には「西東京市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に推進していくための基本的な方向性を定めました。

西東京市環境基本計画の体系、重点プロジェクトの取組みについては以下のとおりです。

- 西東京市環境基本計画の体系図 -



## - 重点プロジェクトでの取組み -



また、西東京市環境基本条例の第16条に定める年次報告書がこの白書にあたるもので、環境の状況や環境保全に関する施策についての報告を行います。この白書を読んだみなさんから意見を聴くことによって、より良い環境を作っていくための「きっかけ」がこの白書であればと考えています。

さらに、西東京市環境白書の役割としては、次の3つがあります。

西東京市の環境の現状や市が実施している施策などを広く周知する  
西東京市環境基本計画の進捗状況を点検・評価する  
西東京市環境基本計画の中の重点プロジェクト推進のための方向付けを行う

## 2 点検・評価に当たっての留意点

西東京市環境基本計画の最終年度である平成25年度(2013年)までに、着実に計画を推進し、目標の達成を図っていく必要があります。着実に目標達成に近づく項目もありますが、このままでは目標の達成が非常に難しい項目もあり、目標達成のためには市民、事業者、市などのあらゆる主体の協働が不可欠となっています。

したがって、今後の取組みの推進を含めて、次の3つの点に留意して、現状の把握と点検・評価を行っていきます。

### **留意点1** 問題点や原因・要因を明らかにして、目標達成の道筋を描いていく

目標達成に向けての問題点や原因・要因を明らかにするとともに、施策や目標自体の妥当性などを検証し、目標達成のためのより効果的な施策の展開方向を検討していく。

**留意点2** 各主体の自覚と行動につなげていく

市民や事業者などの参加・協力が不可欠な項目については、一人ひとりのなすべきことが分かるように表現を工夫し、行動につながるような内容にしていく。

**留意点3** 環境白書の周知を図っていく

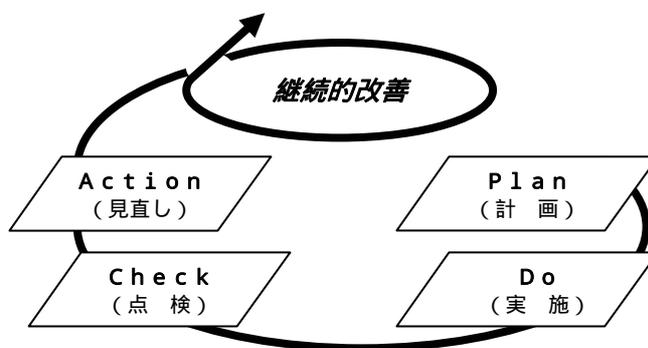
市の各部署はもちろんのこと、市民や事業者など、関係するすべての人たちに西東京市環境基本計画と重点プロジェクトの進捗状況の周知を図っていくために、環境白書を活用して周知を図っていく。

### 3 P D C Aサイクルの推進

先にも述べたように、環境白書は、良好な環境を目指していくために、市の環境についての施策の取り組み状況を示す報告書と位置づけています。

具体的には、西東京市環境基本計画での進行管理サイクル(P D C A)の中で、C = Check (点検・評価)の役割を果たすことになっています。

また、環境の現状や施策の実施状況について、市民や事業者との情報交換の手段となり、市民・事業者の声を環境施策に反映していくためのツール(道具)となることを想定しています。



### 4 市民意見の重要性

市の環境に対する現状や施策などについて、市民のみなさんからのご意見が重要となってきます。みなさんのご意見は、環境白書と合わせて環境審議会に報告されます。その結果、環境審議会に必要な提言が市長になされた場合は、市長は趣旨を尊重して必要な取り組みをするよう努めなければなりません。

このことから、みなさんのご意見が西東京市の環境を良好にしていく「きっかけ」になりますので、さまざまなお意見をいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

**【ご意見のご提出は市役所環境保全課まで】**

**郵送・窓口の場合は** 〒202-8555 西東京市中町1-5-1 保谷庁舎1階 環境保全課まで

**ファックスの場合は** 042-438-6282 (直通)まで

**電子メールの場合は** [kankyou@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:kankyou@city.nishitokyo.lg.jp) (環境保全課直通アドレス)まで

ご意見の募集などについては、毎年、市報等で行っておりますが、上記の提出先でも随時、お受けしています。なお、ご意見の提出の際は、匿名のものは受け付けられませんのでご了承ください。

## 第2章 西東京市の環境の概況

---

西東京市の環境について、みなさんは日ごろどのように感じているでしょうか。ここでは、西東京市の特性を、数値やグラフなどをもとに紹介します。

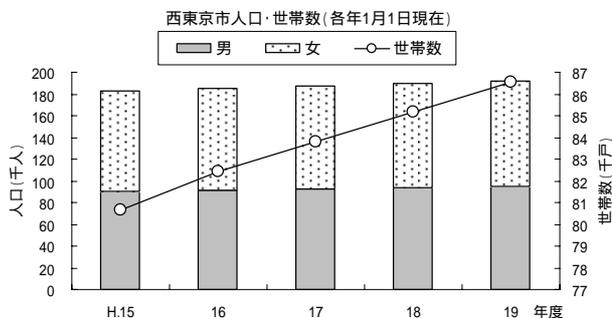
### 1 立地

西東京市は、東京都区部の西部地域に隣接し、武蔵野台地のほぼ中央に位置しています。都心から約20 kmで、西武新宿線と西武池袋線で都心と結ばれ、市内には5つの駅(田無駅・ひばりヶ丘駅・保谷駅・西武柳沢駅・東伏見駅)があります。北は埼玉県新座市、南は武蔵野市および小金井市、東は練馬区、西は小平市および東久留米市に接しています。東西4.8 km。南北5.6 km、面積は15.85 km<sup>2</sup>です

### 2 人口・世帯数

平成19年(2007年)1月1日現在の西東京市の人口は、192,044人です。合併時である平成13年(2001年)2月1日の人口は179,678人でしたので、平均して1年間に約2,000人の増加です。

このまま市内の人口が増加していくと、人が増えることによる環境負荷も大きくなり、さまざまな環境への影響が出てくると考えられます。



出典：統計にしとうきょう 平成15年版～18年版より作成

近隣市の人口の推移と比較しても、西東京市は人口増加率が高いほうであることがわかります。

#### 近隣市の人口推移(外国人登録数を含む)

各年1月1日現在

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
武蔵野市 (伸び率)	132,964	133,582 (0.5%)	133,881 (0.2%)	134,146 (0.2%)	133,726 (-0.3%)	134,521 (0.6%)	136,114 (1.2%)	136,463 (0.3%)
三鷹市 (伸び率)	166,568	167,764 (0.7%)	169,117 (0.8%)	170,778 (1.0%)	172,058 (0.7%)	173,205 (0.7%)	174,263 (0.6%)	175,035 (0.4%)
小金井市 (伸び率)	108,733	109,591 (0.8%)	109,739 (0.1%)	110,585 (0.8%)	111,144 (0.5%)	111,803 (0.6%)	111,823 (0.0%)	112,030 (0.2%)
小平市 (伸び率)	175,113	176,082 (0.6%)	177,803 (1.0%)	179,225 (0.8%)	179,846 (0.3%)	180,345 (0.3%)	180,876 (0.3%)	181,560 (0.4%)
清瀬市 (伸び率)	67,535	67,563 (0.0%)	68,522 (1.4%)	69,271 (1.1%)	70,246 (1.4%)	72,961 (3.9%)	73,455 (0.7%)	73,528 (0.1%)
東久留米市 (伸び率)	114,592	114,300 (-0.3%)	114,936 (0.6%)	114,830 (-0.1%)	115,339 (0.4%)	116,001 (0.6%)	116,127 (0.1%)	115,996 (-0.1%)
西東京市 (伸び率)	179,561	179,710 (0.1%)	181,456 (1.0%)	182,730 (0.7%)	185,551 (1.5%)	187,759 (1.2%)	189,904 (1.1%)	192,044 (1.1%)

出典：東京としとうけい 平成12年～18年度版(東京都統計協議会)

### 3 土地・気候

江戸時代の西東京市を含む地域は、幕府による武蔵野の新田開発が進められたことから、農業生産力が向上していったことに伴い、一大農村として発展していきました。

そのような背景の中、現在の西東京市の土地割合を見てみると、畑の割合は、平成14年(2002年)が13.5%であったのに対し、平成18年(2006年)には12.3%になり1.2ポイント減少しています。逆に宅地の割合は、平成14年(2002年)で57.4%、平成18年(2006年)で58.7%になっており、1.3ポイント上昇しています。人口の増加に伴って畑が減少し、宅地が増加していることが分かります。また、大規模な工場が住宅地へと変わっていることも要因の1つであると考えられます。

地目別土地面積

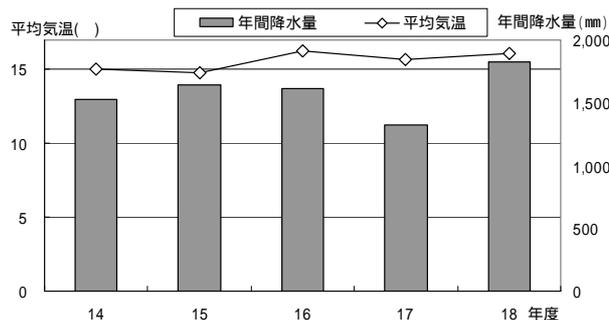
各年1月1日現在

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
畑 (構成比)	2,146,750 m <sup>2</sup> (13.5%)	2,114,863 m <sup>2</sup> (13.3%)	2,064,352 m <sup>2</sup> (13.0%)	1,954,836 m <sup>2</sup> (12.3%)	1,948,597 m <sup>2</sup> (12.3%)
宅地 (構成比)	9,090,678 m <sup>2</sup> (57.4%)	9,189,827 m <sup>2</sup> (58.0%)	9,236,344 m <sup>2</sup> (58.3%)	9,283,195 m <sup>2</sup> (58.6%)	9,310,807 m <sup>2</sup> (58.7%)
山林 (構成比)	135,535 m <sup>2</sup> (0.8%)	134,286 m <sup>2</sup> (0.8%)	134,176 m <sup>2</sup> (0.8%)	115,386 m <sup>2</sup> (0.7%)	119,789 m <sup>2</sup> (0.8%)
雑種地 (構成比)	486,815 m <sup>2</sup> (3.1%)	483,863 m <sup>2</sup> (3.1%)	500,222 m <sup>2</sup> (3.2%)	457,180 m <sup>2</sup> (2.9%)	501,457 m <sup>2</sup> (3.2%)
その他 (構成比)	3,990,222 m <sup>2</sup> (25.2%)	3,927,161 m <sup>2</sup> (24.8%)	3,914,906 m <sup>2</sup> (24.7%)	4,039,403 m <sup>2</sup> (25.5%)	3,969,350 m <sup>2</sup> (25.0%)
合計	15,850,000 m <sup>2</sup> (100.0%)				

出典：統計にしようきょう 平成18年度版

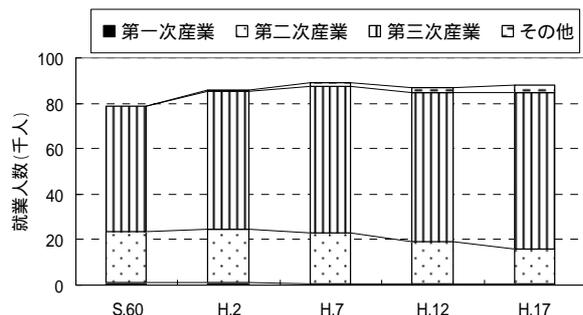
### 平均気温と年間降水量

1年を通じての平均気温は約15前後、年間降水量は約1,500mm前後。気温は温和で、住宅都市としての環境を備えているといえます。ただし、平成15年の冷夏や、近年、都市部特有のヒートアイランド現象と見られる熱帯夜の増加にみられるように、西東京市でも広域的規模の気候変化の影響を受ける状況が多くなってきています。



出典：統計にしようきょう 平成18年度版より作成

4 産業



出典：統計にしようきょう 平成 18 年版より作成

西東京市の産業別就業者人数をしてみると、平成 17 年（2006 年）の時点で第一次産業は 0.8%、第二次産業は 17.2%、第三次産業は 78.5%となっており、第三次産業が大半を占めています。

年々、第一次産業と第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向にあります。

産業別就業者人数（詳細）

各年 10 月 1 日現在

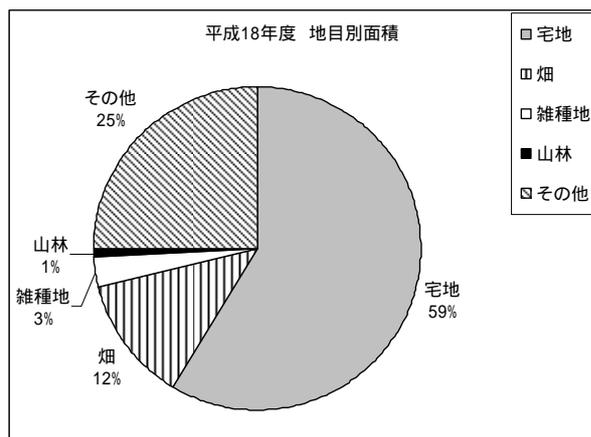
就業人数(カッコ内構成割合)	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
<b>第一次産業</b>	918 (1.2%)	898 (1.1%)	777 (0.9%)	735 (0.9%)	718 (0.8%)
農業	895	890	775	727	715
林業・狩猟業	3	4	1	5	1
漁業・水産業殖業	20	4	1	3	2
<b>第二次産業</b>	22,560 (28.6%)	23,622 (27.5%)	21,951 (24.7%)	18,415 (21.2%)	15,106 (17.2%)
鉱業	96	64	26	50	36
建設業	7,413	8,530	8,952	7,765	6,729
製造業	15,051	15,028	12,973	10,600	8,341
<b>第三次産業</b>	55,089 (69.9%)	60,633 (70.6%)	64,671 (72.6%)	65,722 (75.8%)	69,012 (78.5%)
卸売・小売業	19,470	20,261	20,939	20,540	15,459
金融・保険業	4,521	5,148	5,021	4,294	4,202
不動産業	1,319	1,899	2,050	1,947	2,327
運輸・通信業	4,275	4,413	4,706	4,631	9,992
電気・ガス・水道・熱供給業	345	288	306	260	220
サービス業	22,183	25,911	28,912	31,317	33,925
公務	2,976	2,713	2,737	2,733	2887
その他(分類不能)	234 (0.3%)	690 (0.8%)	1,633 (1.8%)	1,796 (2.1%)	3,121 (3.5%)
<b>合 計</b>	78,801 (100.0%)	85,843 (100.0%)	89,032 (100.0%)	86,668 (100.0%)	87,957 (100.0%)

出典：統計にしようきょう 平成 18 年版

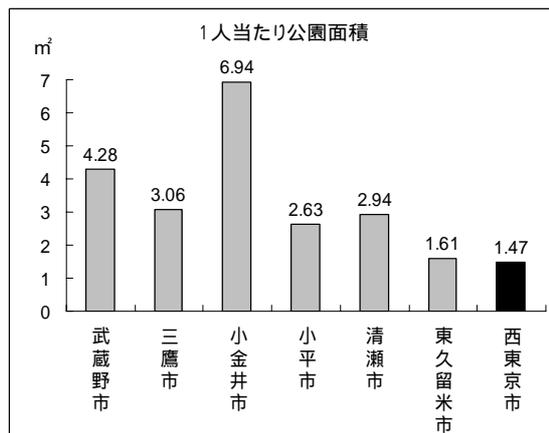
### 5 みどりと公園

西武新宿線と西武池袋線により都心方面と結ばれた交通の利便性から、これまで住宅都市として発展してきましたが、市内の各所に雑木林・屋敷林・農地がみられ、武蔵野の面影が残されています。しかし近年は、相続や宅地開発により貴重なみどりが失われつつあります。

また、平成17年度(2005年度)には「西東京いこいの森公園」などを設置して、市内の公園面積の拡大に努めていますが、周辺市と比較して一人当たりの公園面積が少ない現状です。



出典：統計にしようきょう 平成18年度版より作成

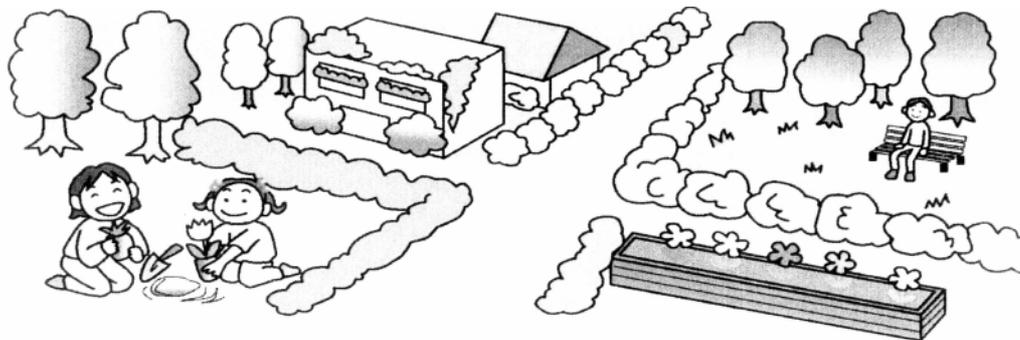


出典：多摩地域データブック 平成18年度版より作成

#### 近隣市公園数等 (平成18年度)

	総面積 (km <sup>2</sup> )	公園数	公園面積	1人当たり公園面積
武蔵野市	10,73	157箇所	592,062 m <sup>2</sup>	4.28 m <sup>2</sup> /人
三鷹市	16,50	182箇所	546,052 m <sup>2</sup>	3.06 m <sup>2</sup> /人
小金井市	11,33	126箇所	793,110 m <sup>2</sup>	6.94 m <sup>2</sup> /人
小平市	20,46	267箇所	481,807 m <sup>2</sup>	2.63 m <sup>2</sup> /人
清瀬市	10,19	88箇所	217,383 m <sup>2</sup>	2.94 m <sup>2</sup> /人
東久留米市	12,92	119箇所	184,060 m <sup>2</sup>	1.61 m <sup>2</sup> /人
西東京市	15,85	193箇所	286,940 m <sup>2</sup>	1.47 m <sup>2</sup> /人

出典：多摩地域データブック 平成18年度版



## 6 身近な環境問題

私たちをとりまく生活の中で、身近なものとして、大気、水質、土壌汚染、騒音、振動など、さまざまな環境に関する問題に直面しています。その中でも、市が苦情等として受付け、身近で多いものが「騒音」の問題です。特に生活騒音は、住宅が密集しているところで家庭や飲食店などを発生源とする苦情が目立っています。

お店のカラオケや住宅のエアコン室外機の音、ペットの鳴き声などの生活騒音の解決には、周囲を思いやる心配りや地域のルールづくりを取決めることが大切です。

### 公害苦情受付件数（平成 18 年度）

現象別	典型7公害						その他	総数
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌		
	9	7	41	4	19	0	80	35
発生源別	工場		指定作業場		建設作業		一般	
	11		9		24		71	

出典：事務報告書 平成 18 年度版

### 第3章 西東京市環境基本計画の状況

---

西東京市では、より実行性のある環境施策を実施・展開していくため、西東京市環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び環境指標の目標達成状況を点検・評価し、環境事業の内容や手法の見直しを図ることになっています。

本章では、環境基本計画の点検・評価のために、以下の視点でまとめています。

- 1 環境基本計画に掲げている4つの基本方針についての環境指標・目標の状況
- 2 環境基本計画で優先的に進める取組みとして「重点プロジェクト」を位置づけていますが、このプロジェクトの状況と課題・問題点

## 1 西東京市環境基本計画に掲げられている環境指標・目標の状況

### (1) 基本方針1の環境指標・目標（環境基本計画40頁）

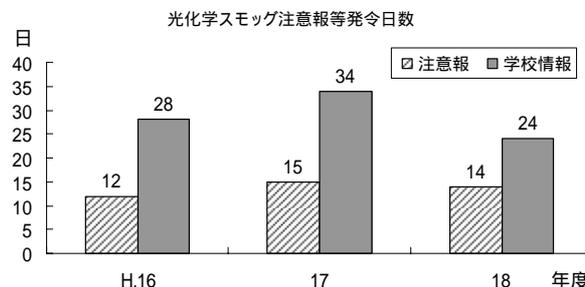
環境指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成25年度の目標
大気環境基準の達成状況 二酸化窒素・浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	光化学オキシダントが未達成	光化学オキシダントが未達成	光化学オキシダントが未達成	達成率100%
河川水質環境基準の達成状況 石神井川境橋・石神井川溜淵橋	石神井川境橋が未達成	石神井川境橋が未達成	100%達成	達成率100%
大気中ダイオキシン類達成状況	100%達成	100%達成	100%達成	達成率100%

#### 大気環境基準の達成

前年度に引き続き、平成18年度（2006年度）も市内主要交差点において大気汚染調査を行いました。二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）の濃度の調査結果は、環境基準を達成していました。しかし、光化学オキシダントについては、依然として改善されず、環境基準を達成する結果は得られませんでした。

これは、西東京市を含む多摩北部が、他の地域に比べ光化学オキシダントの発生頻度が高いという特徴があり、東京の風の流れが、海陸風の影響を受けて、時間帯により海風と陸風の間で西東京市が位置してしまい、それらの風に乗って移送された物質が、留まりやすいためだと推測されています。

これらのことから、光化学オキシダントに対する取組みは、西東京市だけに限らず、周辺自治体や東京都などと連携して進めていかなければなりません。

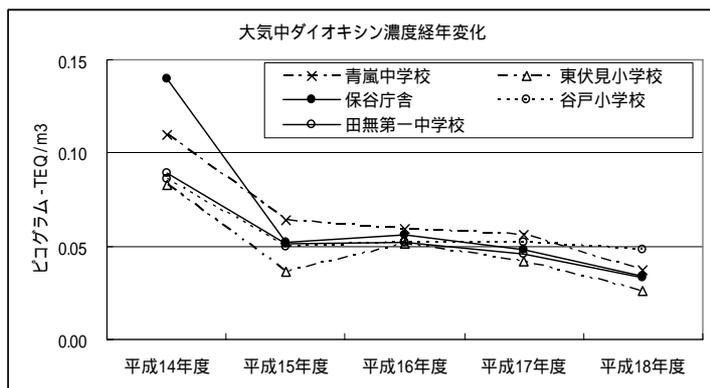


出典：東京都環境局「光化学スモッグの発生状況」より作成

河川水質環境基準の達成

平成 18 年度（2006 年度）における石神井川の B O D（生物化学的酸素要求量）は環境基準を達成しています。石神井川境橋の B O D 濃度は、夏場：2.1 mg/、冬場：3.9 mg/（環境基準は 5 mg/ 以下）となっています。これは、冬場の降水量が減少するために、B O D 濃度が上昇するものと考えられます。水量の平常的な確保のため、雨水の地下浸透の促進などの対策を図っていく必要があります。

大気中ダイオキシン類環境基準の達成



出典：事務報告書 平成 14～18 年度版より作成

大気中のダイオキシン類調査については、市内 5 箇所にて年間 2 回の測定を実施しています。平成 18 年度（2006 年度）の測定結果は、全地点で環境基準（=0.6 ピコグラム-TEQ/m³）を下回っています。

平成 11 年度（1999 年度）から施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」により、焼却炉のばい煙排出の抑制が図られたため、大気中のダイオキシン濃度も低下したものと考えられます。

(2) 基本方針 2 の環境指標・目標（環境基本計画 54 頁）

環境指標	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
緑被率	約 29%	約 29%	約 29%
農地面積	177ha	171ha	170ha
樹林地面積	約 193ha	約 193ha	約 193ha

平成 25 年度の目標
現状維持（おおむね 30%）
160ha
現状維持

資料：緑被率 / 西東京市みどりの基本計画策定時（平成 16 年 7 月）

農地面積 / 産業振興課

樹林地面積 / 公園緑地課

緑被率

緑は人に潤いと安らぎをもたらし、憩いの場となるだけでなく、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供などの防災面での効果も担っています。また、ヒートアイランド現象の緩和などの都市環境の改善と生物の生存基盤としても緑は重要になります。

西東京市では、平成 16 年（2004 年）7 月に「西東京市みどりの基本計画」を策定しており、この計画の中では、10 年から 20 年後の数値目標として、緑被率を現在のおおむね 30%を維持していくとしています。しかし、環境基本計画でも記載している緑被率は、平成 11 年度（1999 年）の数値のため、現状の数値を把握していくことが急務となっています。

農地面積

都市農業は、新鮮な農産物を市民に供給するとともに、緑や防災としての生活環境、生態系などの自

然環境の保持など様々な役割を担っています。

平成 11 年（1999 年）に国が制定した「食料・農業・農村基本法」では、食料安定供給とともに農業の多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的な発展をうたっています。また、都市農業の重要性や各主体の役割なども定めています。この基本法に基づき、西東京市農業の振興を図るため、市では平成 16 年（2004 年）3 月に「西東京市農業振興計画」を策定しました。

平成 18 年（2006 年）は、前年と比較して 5ha ほど農地が宅地などに転用され、170ha となっています。「西東京市農業振興計画」では、平成 25 年度（2013 年度）の農地面積として約 160ha を設定していますので、農地の減少が加速しないよう対策を検討する必要があります。

### 樹林地面積

市内各所に数多く残されている樹木・樹林ですが、維持管理の困難や相続の発生により減少しつつあります。そのため市では保存樹木・樹林の指定を行い、保全を支援してきましたが、さらなる施策の充実も検討していかなければなりません。

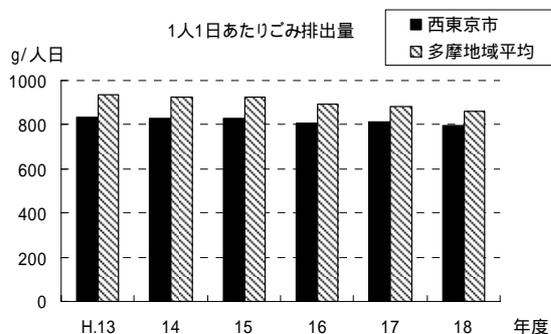
また、個人や事業所が所有する樹林地などは、地域全体の協力で保全していく必要があります。樹林地・屋敷林の見学会などのイベントを通じて、保全の機運を高めていくとともに、所有者への協力もお願いする必要があります。

### （3）基本方針 3 の環境指標・目標（環境基本計画 69 頁・地球温暖化対策実行計画）

環境指標	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 25 年度の目標
1 人 1 日あたりのごみ排出量	688 g / 人日	682 g / 人日	676 g / 人日	663 g / 人日以下
リサイクル率	20.4%	20.9%	20.9%	35%以上
最終処分場搬入量	6,395 t	5,684 t	880 t	大幅削減
エネルギー使用量(電気/ガス/上水)	未設定	未設定	未設定	平成 14 年度比 10%削減
自然エネルギー利用(公共施設)	未設定	未設定	未設定	今後、目標を設定
二酸化炭素排出量(市役所のみ)	10,699 t -CO <sub>2</sub>	8,481 t -CO <sub>2</sub>	8,469 t -CO <sub>2</sub>	8,784t -CO <sub>2</sub>

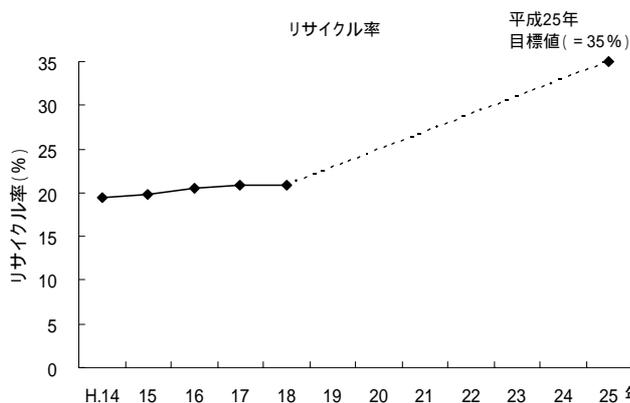
### 1 人 1 日あたりのごみ排出量

平成 18 年度（2006 年度）の 1 人 1 日あたりのごみ排出量（収集量と持込量の合計）は、799 g で、前年度と比べて若干減っています。多摩地域平均と比較しても西東京市は低い数値となっています。



資料：多摩地域ごみ実態調査 平成 18 年度版  
（東京市町村自治調査会）より作成

リサイクル率



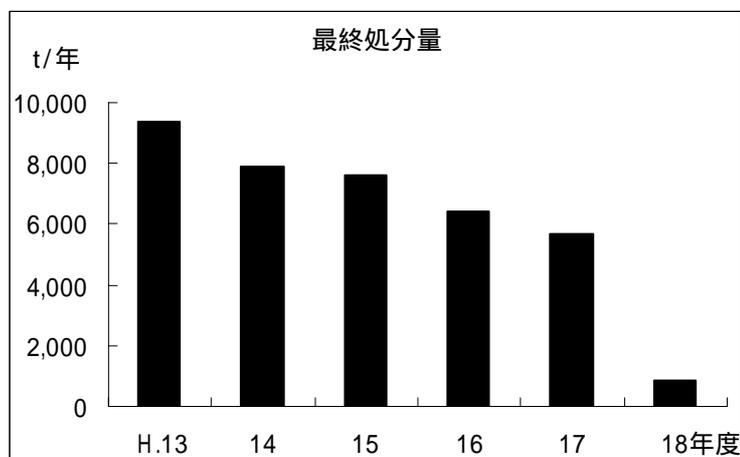
出典：事務報告書 平成 14～18 年度版より作成

リサイクル率は（家庭で出された資源物量 / 全ての家庭ごみ量）で求めます。平成 18 年度（2006 年度）は 20.9%で、目標値である 35%にはまだ 15 ポイントほどの開きがあります。今後は、プラスチック容器包装類等の分別収集などによるリサイクル率の上昇が期待されますが、目標達成に向けてさらにリサイクル活動を推進していく必要があります。

最終処分場搬入量

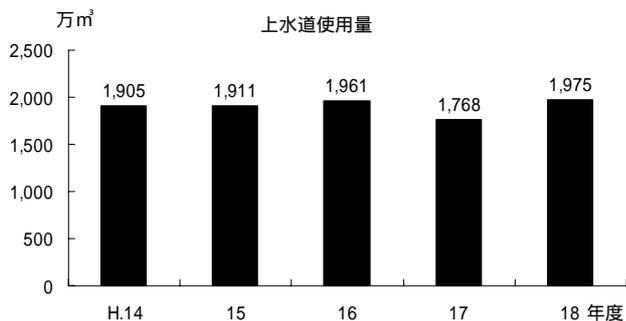
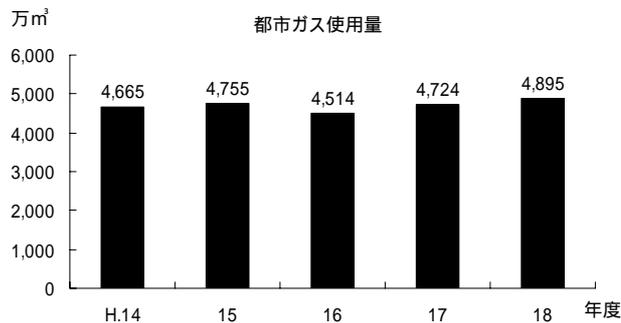
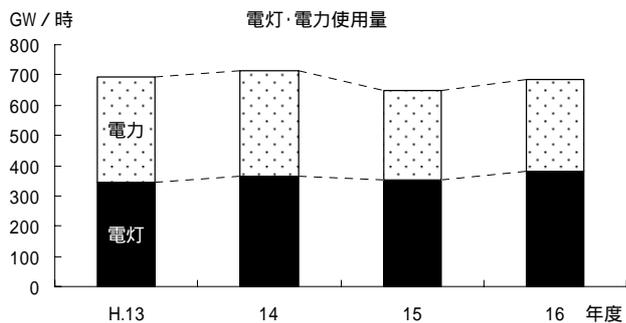
最終処分量は、減少傾向で推移しています。全体として総ごみ量が横ばいで推移しているにもかかわらず、最終処分量が減少傾向で推移している理由としては、市民の分別の励行などによる資源化への努力が表れてきているのではないかと考えます。

また、17 年度から 18 年度にかけて最終処分量が大幅に減少した理由として、焼却灰の大幅減少があげられます。これは焼却灰をエコセメントの原料として使用したことが原因です。



資料：多摩地域ごみ実態調査 平成 18 年度版

エネルギー使用量（電気・都市ガス・上水道）



出典：電気および都市ガス／統計にしようきょう 平成 18 年度版  
水道／事務報告書 平成 14～18 年度版より作成  
電気については 18 年度分未収録

電力使用量の目標値は 625 GWh (平成 13 年度値の 10%削減) となっています。平成 15 年度 (2003 年度) には 649 GWh になり、減少の兆しが見えましたが、翌年度には 686 GWh となってしまいました。平成 17 年度 (2005 年度) 以降のデータは非公表となったため把握できませんが、人口の増加とともに電力消費量も増加傾向にあると考えられます。

都市ガスの平成 18 年度 (2006 年度) 使用量は、4,895 万 m<sup>3</sup> で、目標値である 4,198 万 m<sup>3</sup> (平成 14 年度値の 10%削減) より増加した数値となっています。

上水道使用量の目標値は、1,714 万 m<sup>3</sup> (平成 14 年度値の 10%削減) ですが、平成 18 年度 (2006 年度) は 1,975 万 m<sup>3</sup> と過去 5 年間で最大の使用量となりました。

各エネルギー使用量は、その年の気候や人口数など様々な要因に左右されるケースが多く、色々な視点から実行可能な数値を設定していかなければなりません。使用量削減に向けた具体的な取組みが必要な状況です。

自然エネルギー利用（公共施設）

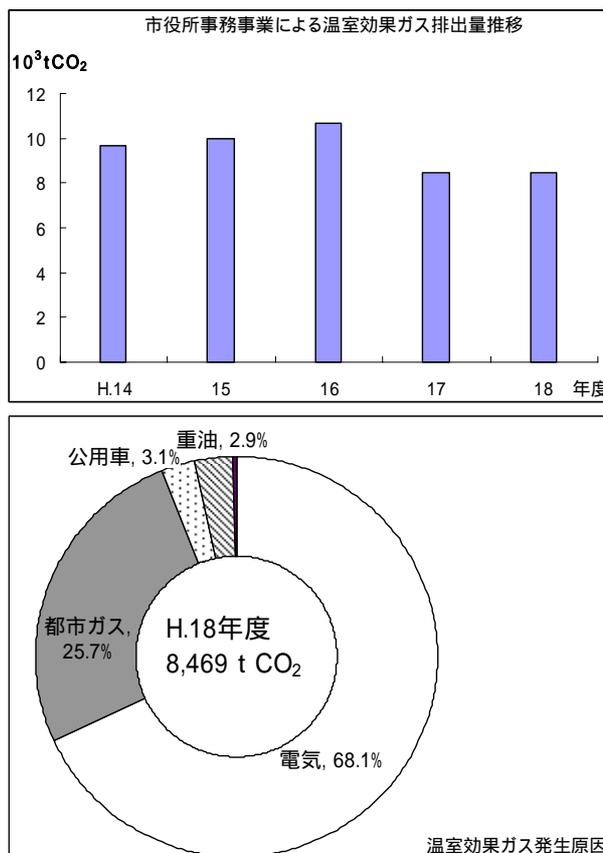
自然エネルギーの利用については、市の公共施設を設置する際、太陽光発電などを出来るだけ取り入れていくこととしています。しかし、田無駅北口公衆トイレ、けやき小学校、南町スポーツ・文化交流センターきらっと、西東京いこいの森公園、青嵐中学校及びエコプラザ西東京など、一部の施設にしか設置されていないのが現状です。今後、自然エネルギーを利用するための具体的な計画・施策を早急に策定し、目標値を設定しなければなりません。

二酸化炭素排出量（市役所）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）に基づき、「西東京市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画は、市が管理する施設や事業所から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの量を把握し、その削減に向けた目標値（総排出量を平成22年度までに平成14年度対比で約9%削減）を示し、実行することを定めています。

この目標達成に向けた取組みを推進するために、毎年、その前年度の温室効果ガス排出量の現状を把握しています。平成18年度（2006年度）の温室効果ガス排出量は8,469 t-CO<sub>2</sub>です。

排出の内訳をみると、電気使用によるものが7割近くを占めています。したがって、室内温度調整のほか様々な節電方法で電気使用量を削減していく必要があります。



資料：環境保全課作成

(4) 基本方針4の環境指標・目標（環境基本計画 82 頁）

環境指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成25年度の目標
西東京市環境リーダー数	0人	0人	講座受講者 46人	100人
観察会等開催数	5回	3回	環境保全課：3回 公民館：1回 公園緑地課：1回	年間10回以上

西東京市環境リーダー

平成18年度、西東京市が実施した NPO 企画提案事業で採用された市民提案「西東京市環境サポーター養成講座」は46名が受講しました。今後、平成20年度（2008年度）のエコプラザ西東京の開設に向けて、西東京市の環境リーダー養成講座を実施していく必要があります。

自然観察会の開催

西東京市が実施する自然観察会は開催回数が年間10回以下といった現状です。一方、市民団体やNPOは多種多様な内容の観察会や野外での活動を活発に実施しています。今後は市民と行政が協働で実施していく仕組みづくりを検討していかなければなりません。

## 2 重点プロジェクトの状況と課題・問題点

西東京市環境基本計画策定時での、重点プロジェクトの取組み内容は何か。その取組みに対して行政の対応はどうか。市がそれぞれの重点プロジェクトを進めていくうえで、どのような課題・問題点があるかを、ここでは項目ごとに表記していきます。

重点1	みどりに囲まれて豊かにくらそう	環境基本計画 90 頁
-----	-----------------	-------------

これまで、人口の増加とともに屋敷林などの樹林地や農地の多くが宅地などに変わりましたが、これからは残されたみどりを保全し、公園や住宅地などのみどりを増やしていくことが重要です。

そこで、住宅地や街路樹などの身近なみどりを、大切なみどりとして認識し、市民が中心となって守り育てていくとともに、東大農場の豊かな自然環境をどのような形で保全できるのかを検討していきます。



### 身近なみどりを守り育てる

#### 重点プロジェクトでの取組み内容

「みどりの里親制度」を創設する。公園や樹林地、街路樹などについて、地域住民が里親として登録し、清掃や草刈りなどの管理活動を行う。

武蔵野の樹木や野草を集めたスペースを、既存の公園の一部や空閑地を利用して開設する。

#### 行政の取組み状況

事業名・担当課	苗木配布の推進〔公園緑地課〕		
事業内容等	樹木の苗木を自宅に植えて、育ててもらい、市内により多くのみどりを増やすため、市民まつりにおいて市民に無料で苗木を配布した。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	平成16年11月14日「市民まつり」においてブルーベリーほか30種類、2,265本を無料配布した。	平成17年11月13日「市民まつり」においてトキワマンサクほか31種類、2,274本を無料配布した。	平成18年11月12日「市民まつり」においてトキワマンサクほか25種類、1,946本を無料配布した。

事業名・担当課	グリーンバンク制度の実施〔公園緑地課〕	
事業内容等	平成18年度(2006年度)に開始した。市内のみどりを守り・育てるため「樹木の提供を希望する方」と「樹木の引取りを希望する方」とを市があっせんし、双方が直接話し合っ て樹木の引渡し等を行うもの。提供したい樹木と引取りたい樹木について、市に登録して もらい、ホームページや担当課の窓口で公表していく。	
		平成18年度
	提供希望件数(本)	5件(19本)
	引取り希望件数(本)	1件(3本)
	引渡し成立件数(本)	1件(2本)

課題・問題点等

グリーンバンク制度を実施することにより、今後は、市民にどのようにして認知してもらうかを検討していかなければなりません。

また、新設された「西東京市いこいの森公園」には、武蔵野の樹木等を植えたスペースを設置していますが、その他の空閑地の利用についても検討していかなければなりません。

東大農場の今後の自然環境の保全を検討する

重点プロジェクトでの取組み内容

東大農場の豊かな自然環境の保全方策について、関係機関等との調整を図りながら市の方針を策定していきます。

行政の取組み状況

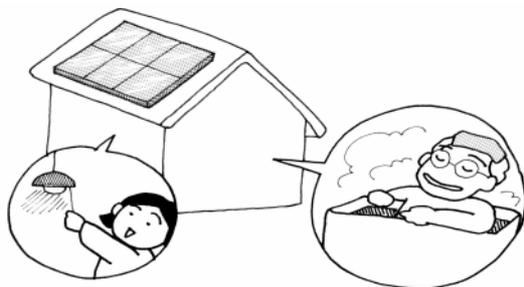
事業名・担当課	東大農場移転に対する検討〔企画課〕		
事業内容等	市民や学識経験者等で構成する「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会」を設置し、様々な角度からの方向性を検討している。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	庁内に課長級職員で構成する「東京大学農学部附属農場検討委員会」を設置し、今後の課題等を整理した。	市民、学識経験者等で組織する「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会」を設置。平成18年(2006年)3月に検討結果の報告書を作成した。	平成17年度に設置した市民、学識経験者等で組織する「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会」で、引き続き移転に伴い生ずる課題・問題を調査・検討し、検討経過を報告書「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場移転問題の検討(中間のまとめ)」として取りまとめた。

課題・問題点等

東大農場については、行政内部や市民・学識を交えた懇談会を設置して、様々な検討がなされています。今後は農場を取り巻く諸条件、東京大学の次期中期計画の動向を見ながら、市としての方針を策定していかなければなりません。

重点2 環境にやさしい取り組みを進めよう

環境基本計画 91 頁



市民みんなが日常生活の中で省エネを心がけるよう、市民の省エネ意識を広げていきます。また事業者の事業活動における環境への配慮を進めること、再生可能なエネルギー資源として太陽光や太陽熱の利用を進めることといった、環境にやさしい取り組みを進めます。

「(仮称)西東京市家庭版 ISO」により、省エネ意識を広げていく

重点プロジェクトでの取り組み内容

日常生活におけるエネルギー利用やごみの排出など、環境との関わりをチェックし、環境に対する意識を高めていくことを目的として、「(仮称)西東京市家庭版 ISO」を作成する。

省エネ意識を広げていくための運動として、年に何度か市と市民の協働により、家庭版 ISO の記載、普及に向けたキャンペーンを実施する。

小、中学校や社会教育の中で、家庭版 ISO に関する講座を開催する。

行政の取り組み状況

事業名・担当課	キッズ ISO の推進〔環境保全課〕
事業内容等	平成 16 年度（2004 年度）から東京都で実施している事業で、西東京市でも平成 17 年度（2005 年度）から実施。都内の小学校児童が、環境教育の一環としてキッズ ISO プログラムに取り組むとともに、一般家庭で行う地球温暖化対策としての効果を確認するもの。西東京市では、平成 17 年度（2005 年度）3 校、平成 18 年度（2006 年度）1 校で授業に取入れている。

課題・問題点等

家庭部門の地球温暖化対策を進めるにあたって、市民が自ら進んで取り組むことができるような仕組みを考えなければなりません。まず、市民や事業者などを交え、草の根的な行動を起こすことが必要であると考えます。

「(仮称)西東京市事業所版 ISO」などにより、事業者の環境配慮を進める

重点プロジェクトでの取り組み内容

商店街の中小商店や小規模な事業者では、ISO14001 の取得は負担が大きいいため、簡易に取得できる「(仮称)西東京市事業所版 ISO」を作成し、普及を図る。

環境活動評価プログラム（エコアクション 2.1）や ISO14001 といった環境マネジメントシステムの普及を図る。

行政の取り組み状況

未実施

## 課題・問題点等

商工会事務局に、ISOやエコアクション21についての講習会実施の依頼を行うと同時に、事業者に対して、ISOやエコアクション21を導入することによる環境負荷低減、経費の節減等を説明していかねばなりません。

## 太陽エネルギーの利用を進める

---

## 重点プロジェクトでの取り組み内容

公共施設において太陽光発電施設を導入し、コストや発電量などの検証を行う。

太陽光発電設備を設置している市民や事業所にモニターを依頼し、設置した効果などについての調査を行う。

## 行政の取り組み状況

未実施

## 課題・問題点等

公共施設での太陽光発電検証については、平成20年(2008年)6月に開設予定のエコプラザ西東京内で、太陽光発電施設を設置します。そこで検証等は実施していくことになります。

また、各家庭に設置する太陽光発電設備に対する助成については、国の補助事業が平成17年度(2005年度)で終了しており、市独自の助成についても、厳しい財政状況のため事業化することが困難な状況です。

重点3

ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう

環境基本計画 92 頁

家庭から排出されるごみ（可燃物）の処理は、多くのエネルギーを消費し、環境への負荷を与えるものと言えます。また、最終処分場の新たな確保も困難な状況であるため、柳泉園組合でのごみ焼却量の抑制、二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立量の削減を進める必要があります。

そこで、ごみの再資源化率の向上と排出されるごみの量の削減に向けた具体的な取り組みを進めていくものとします。



再資源化や収集処理方法の見直しを進める

重点プロジェクトでの取り組み内容

現在不燃物として収集されているプラスチック容器については、柳泉園組合及び関係機関と協議しながら、分別収集、再資源化を検討する。

小売店におけるレジ袋や食品トレーなどの使い方の見直しを進める。

市民が買い物袋を持参する「マイバッグ運動」を実施する。

ごみの分別や再資源化などのごみ問題に関して、市民を対象とした講習会や、小中学校での学習を実施する。

行政の取り組み状況

事業名・担当課	〔ごみ減量推進課〕
事業内容等	容器包装リサイクル法に基づく、資源物の収集方法の見直し等が検討され、食品トレー見直し・マイバック運動等は市民・事業者の協力により進められている。

課題・問題点等

プラスチック容器類については、現在、収集方法の見直しを検討中です。

ごみを減量させよう

重点プロジェクトでの取り組み内容

ごみ減量に向けた方針とそのための具体的な仕組みを、市民、市、事業者の参加を得て検討し、各主体が合意できるような形で決定することを目指す。

行政の取り組み状況

事業名・担当課	〔ごみ減量推進課〕
事業内容等	ごみ収集の有料化を検討中である。

課題・問題点等

審議会等の意見を踏まえて、ごみ収集の有料化について検討中です。

重点4

「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう

環境基本計画 93 頁

新鮮で安全な食物への関心の高まりを受けて、地場の農産物が注目されるようになってきており、また農産物の輸送によるエネルギー消費や地域の農地の保全といった観点からも、地域でとれた農産物を地域で消費する地産地消が重要といえます。

そこで、地元の農産物消費を増やし、生ごみや剪定枝を堆肥として農地に返すことにより、「食べられるみどり」を通じた資源循環型の都市づくりを目指します。

地元農産物の利用を増やす

重点プロジェクトでの取り組み内容

地産地消の推進に向けて、西東京市ブランドの農産物の生産や地域通貨の活用なども含めて検討し、今後の取り組みの方針等を打ち出す。

学校給食において、地元農産物の利用を増やしていく。

小売店において、地元農産物の取扱いを増やしていく。



行政の取り組み状況

事業名・担当課	〔産業振興課〕
事業内容等	平成16年度から17年度にかけて「農家と市民が育てる豊かな農業西東京」をテーマに、キャッチフレーズ及びイメージキャラクター「めぐみちゃん」を作成した。また、農家市民交流事業として農業景観散策等を実施している。

課題・問題点等

市内には約100箇所の農家が個人経営している直売所があり、市民の多くが利用しており、農産物の新鮮さや安さを評価する一方、直売所の場所がわからない、品数・量が少ないなどの課題があります。

また、市内で生産された農産物は、直売所や一部の量販店の地元産コーナー、学校給食等を通して供給していますが、市場出荷された農産物は西東京産であることがわかりません。このことから、量販店や小売店にコーナーを設けることや地元産であることがわかる表示を求めていかなければなりません。

生ごみや剪定枝を資源として利用する

重点プロジェクトでの取り組み内容

グリーンプラザひばりが丘南や小学校などにおける生ごみ堆肥化事業について、その効果や問題点などを検証する。

地域の住民と協議しながら、生ごみや剪定枝の回収、堆肥化を行うモデル地区を新たに設定し、具体的な取り組み内容を検討する。

学校給食など、市の事業によって発生する生ごみや剪定枝などの堆肥化を推進する。

行政の取組み状況

事業名・担当課	〔ごみ減量推進課〕
事業内容等	従前の「生ごみ堆肥化」は実施しているが、その肥料の効果や問題点等については、現在、検証段階である。

課題・問題点等

生ごみ・剪定枝から作った堆肥が、農業などに有効なのかどうかを検証しなければなりません。同時に、問題として堆肥を作るためのスペース確保等が困難な状況にあります（肥料の使い道、臭い、作業量など）。

さらに、市内に2箇所のモデル地区を設定していることから、今後は、取組み等の検証を踏まえて事業全体の再構築を考えていかなければなりません。

重点5 環境保全活動を推進しよう

環境基本計画 94 頁



環境保全を進めていくためには、市民みんなが環境意識を高め、環境保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。そのために、環境に関する情報を積極的に発信し、市民の環境への関心や理解を呼び起こすとともに、活動する人づくりと、活動を支える基盤づくりの観点から、市民による環境保全活動を包括的に推進していくための仕組みをつくっていきます。

環境マップをつくる

重点プロジェクトでの取り組み内容

環境保全に関する様々な取り組みの共通の基盤となる情報として、川や樹林地、農地など、環境全般の調査を行い、「環境マップ」を作成します。

行政の取り組み状況

未実施

課題・問題点等

「NPO企画提案事業」において採用された市民提案により、「緑の散策マップ」が作成されていますが、今後、エコプラザ西東京の設置に際して、地図を活用した情報提供や環境活動を考えていかなければなりません。

環境情報・環境活動拠点を位置づける

重点プロジェクトでの取り組み内容

環境情報・環境活動の拠点として、環境学習・活動センターを設置し、市民・事業者・市を結ぶ意見交換の場、市民団体等の環境保全活動の推進などに役立つような環境情報を整理して発信する。

行政の取り組み状況

事業名・担当課	エコプラザ西東京の建設〔ごみ減量推進課〕
事業内容等	平成20年(2008年)6月の開設を目的に事業を進めている。ごみ減量を推進するリサイクル施設としてだけでなく、環境保全、環境学習といった視点からも利用できる拠点施設・事業を展開していく。

課題・問題点等

上記の「取り組み状況」のように設置に向けた取り組みを進めています。今後は、市民・事業者を交えて事業内容や運営方法を構築していかなければなりません。

## 環境リーダーを育てる

### 重点プロジェクトでの取り組み内容

環境リーダーを育成するための教育プログラムを作成し、実施する。教育プログラムの修了者をグループ化し、その後の地域活動の実践に結びつけるシステムを構築する。

### 行政の取り組み状況

事業名・担当課	環境保全活動等推進員の設置〔環境保全課〕
事業内容等	平成18年(2006年)3月に環境基本条例を一部改正して、「西東京市環境保全活動等推進員」を設置した。
事業名・担当課	環境サポーター養成講座の実施〔生活文化課・環境保全課〕
事業内容等	NPO企画提案事業として「環境サポーター養成講座」を実施し、46名が受講した。

### 課題・問題点等

都や市民が養成したリーダーやサポーターと、今後、どのように連携していくのかが課題となります。そのため、環境保全活動等推進員を核とした人材ネットワークの全体像を考えていかなければなりません。また、西東京市独自のリーダーを養成していかなければなりません。

## 第4章 環境施策の実施状況

---

西東京市で取組みを進めているさまざまな環境施策について、環境基本計画の基本方針1から4を基に、その実施状況を示していきます。

- 基本方針「西東京市が目指す環境の姿」 -

<b>基本方針1</b> 良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす	1 環境汚染の防止	<b>基本方針3</b> 生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する	8 広域的な環境問題への対応
	2 道路環境・交通マネジメント		9 ごみ減量・循環型社会へ
	3 都市景観・都市環境の保全		10 農と消費の一体化
<b>基本方針2</b> 都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる	4 みどりの保全・育成	<b>基本方針4</b> みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ	11 環境情報の交流
	5 水辺環境の保全		12 環境学習の推進
	6 自然とのふれあいの確保		13 環境保全活動への支援
	7 歴史的・文化的環境資源の確保		14 パートナーシップの推進

また、基本方針1から4のそれぞれに具体的な取組みを掲げています。ここではその取組みについて、「環境指標の状況」と「環境施策の実施状況」の視点から、その状況等を示していきます。

「環境指標の状況」は、環境の状態を表すものとして環境基本計画の基本方針や環境施策の達成度をはかるための指標として活用していきます。さらに、環境施策の進行管理を行うなかで、この白書以外に掲げられている、国の「第3次環境基本計画」や東京都の「環境配慮指針」についても、市の環境施策全体の進捗状況をはかるために活用していくものとします。

「環境施策の実施状況」は、市の業務の中で環境に関する取組みを行っているものを、事業の目的・内容とともに示しています。環境の施策はさまざまな部署が携わっており、それぞれの担当部署が所管している事業の評価・見直しが難しく、今後、環境の側面から施策事業全体の進捗管理ができるような仕組みづくりをしていかなければなりません。

この環境白書自体は、環境の状況や環境保全に関する施策についての報告書であるとともに、西東京市の環境マネジメントとしても機能していかなければならないものです。平成20年度には環境基本計画の見直しを控えていることから、さらに白書機能としてCheck(点検・評価)とAction(改善・見直し)に力点を置いていかなければなりません。

1 環境汚染の防止

大気汚染や水質汚濁などといった環境汚染に対しては、発生状況の監視を行い、防止に向けた取り組みを進め、環境の改善を進めます。[西東京市環境基本計画 37 頁]

(1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度値	平成17年度値	平成18年度値
(1) 酸性雨の状況 基準値等 = pH 5.6 以下が酸性雨	最大値 pH6.1 最小値 pH3.5 平均値 pH4.7	最大値 pH7.1 最小値 pH3.7 平均値 pH4.8	最大値 pH6.4 最小値 pH3.6 平均値 pH4.8
(2) 光化学スモッグの発生状況 (注意報・学校情報の発令日数)	注意報 12日 学校情報 28日	注意報 15日 学校情報 34日	注意報 14日 学校情報 24日
(3) 公害苦情件数	94 件	85 件	115 件
(4) 道路の騒音【北原交差点】 要請限度値 = 昼:75dB・夜:70dB (24時間測定値)	昼: 74dB 夜: 73dB	昼: 74dB 夜: 73dB	昼: 74dB 夜: 72dB
(5) 道路の振動【北原交差点】 要請限度値 = 昼:70dB・夜:65dB (24時間測定値)	昼: 54dB 夜: 52dB	昼: 54dB 夜: 52dB	昼: 50dB 夜: 40dB

出典: (1)(3)(4)(5)事務報告書 平成16～18年度版, (2)光化学スモッグの発生状況 平成16～18年度(多摩北部)(東京都環境局)

(2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕		各種環境調査の実施〔環境防災部環境保全課〕								
事業目的・内容等		公害・環境汚染から市民生活を守るため、環境の実態を把握し問題の早期発見に努めるとともに、環境モニタリングを定期的に継続して実施していく。								
調査項目:		大気中ダイオキシン類調査・交差点大気調査・二酸化窒素・酸性雨調査・河川水質								
調査項目	平成16年度			平成17年度			平成18年度			
大気中ダイオキシン類調査	単位: ピコ-TEQ/m <sup>3</sup>	8/20~27	2/2~9	平均	8/4~11	2/1~8	平均	8/17~24	2/1~8	平均
	青嵐中学校	0.063	0.055	0.059	0.048	0.064	0.056	0.021	0.053	0.037
	東伏見小学校	0.053	0.049	0.051	0.042	0.041	0.042	0.018	0.033	0.026
	保谷庁舎	0.057	0.054	0.056	0.040	0.056	0.048	0.021	0.047	0.034
	谷戸小学校	0.056	0.047	0.052	0.053	0.050	0.052	0.025	0.071	0.048
	田無第一中学校	0.055	0.048	0.052	0.042	0.049	0.046	0.020	0.045	0.033

第4章 環境施策の実施状況

調査項目	平成 16 年度				平成 17 年度				平成 18 年度				
	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	
主要交差点大気環境調査	保谷本町交差点	0.119 ppm	0.048 ppm	0.166 ppm	0.031 mg/m <sup>3</sup>	0.051 ppm	0.033 ppm	0.085 ppm	0.019 mg/m <sup>3</sup>	0.088 ppm	0.040 ppm	0.128 ppm	0.037 mg/m <sup>3</sup>
	向台公園前交差点	0.116 ppm	0.033 ppm	0.149 ppm	0.028 mg/m <sup>3</sup>	0.017 ppm	0.022 ppm	0.039 ppm	0.007 mg/m <sup>3</sup>	0.019 ppm	0.029 ppm	0.048 ppm	0.018 mg/m <sup>3</sup>
	橋場交差点	0.251 ppm	0.051 ppm	0.302 ppm	0.061 mg/m <sup>3</sup>	0.055 ppm	0.028 ppm	0.083 ppm	0.020 mg/m <sup>3</sup>	0.068 ppm	0.044 ppm	0.112 ppm	0.017 mg/m <sup>3</sup>
	北原交差点	0.263 ppm	0.063 ppm	0.326 ppm	0.040 mg/m <sup>3</sup>	0.152 ppm	0.045 ppm	0.197 ppm	0.026 mg/m <sup>3</sup>	0.236 ppm	0.063 ppm	0.299 ppm	0.059 mg/m <sup>3</sup>
一酸化窒素簡易測定調査	市内 94 か所平均 0.041ppm (調査日：12/8～9)				市内 96 か所平均 0.035ppm (調査日：12/8～9)				市内 94 箇所平均 0.041ppm (調査日：12/7～8)				

調査項目		平成16年度					平成17年度					平成18年度				
測定月	降水量(mm)	平均水温(°C)	pH			降水量(mm)	平均水温(°C)	pH			降水量(mm)	平均水温(°C)	pH			
			最大	最小	平均			最大	最小	平均			最大	最小	平均	
4	63	18.1	5.54	4.02	4.39	823	14.4	4.80	4.27	4.40	105	17.2	5.85	3.56	4.55	
5	182	20.3	5.59	4.34	4.67	1323	20.6	5.32	4.17	4.66	179	21.1	6.40	3.76	4.28	
6	101	23.0	5.37	4.21	4.45	169	22.3	4.96	3.66	4.43	181	22.2	4.78	3.64	4.54	
7	68	29.0	5.85	4.44	5.33	273	24.8	6.10	4.13	4.65	195	26.1	5.01	4.02	4.51	
8	85	28.9	5.27	4.25	4.80	278	26.0	5.32	3.96	4.54	162	26.7	6.00	4.20	4.55	
9	125	24.5	4.72	3.48	4.16	198	23.4	5.10	4.16	4.47	183	23.1	5.21	3.60	4.47	
10	768	17.6	5.05	4.22	4.80	187	18.0	5.11	4.26	4.66	305	17.6	5.31	4.19	4.96	
11	98	15.2	5.30	4.42	4.76	20	11.7	5.42	4.26	4.53	131	15.0	5.22	4.00	4.81	
12	75	8.2	6.10	5.07	5.11	3	6.4	5.76	5.76	5.76	188	16.4	5.60	4.57	5.08	
1	69	15.0	5.16	3.89	4.91	109	12.2	7.06	5.09	5.31	46	13.4	6.00	4.89	5.60	
2	50	15.1	5.53	4.48	4.83	112	15.7	5.23	4.57	5.06	46	14.1	4.97	4.17	4.80	
3	68	18.2	5.50	4.38	4.60	35	18.0	5.83	4.50	5.26	68	15.5	6.22	4.59	5.06	
最大	768	29.0	6.10	5.07	5.33	278	26.0	7.06	5.76	5.76	305	26.7	6.40	4.89	5.60	
最小	50	8.2	4.72	3.48	4.16	3	6.4	4.80	3.66	4.40	46	13.4	4.78	3.56	4.28	
平均	146	19.4	5.42	4.27	4.73	133	17.8	5.50	4.40	4.81	149	19.0	5.55	4.10	4.77	
合計	1748					1596					1788					

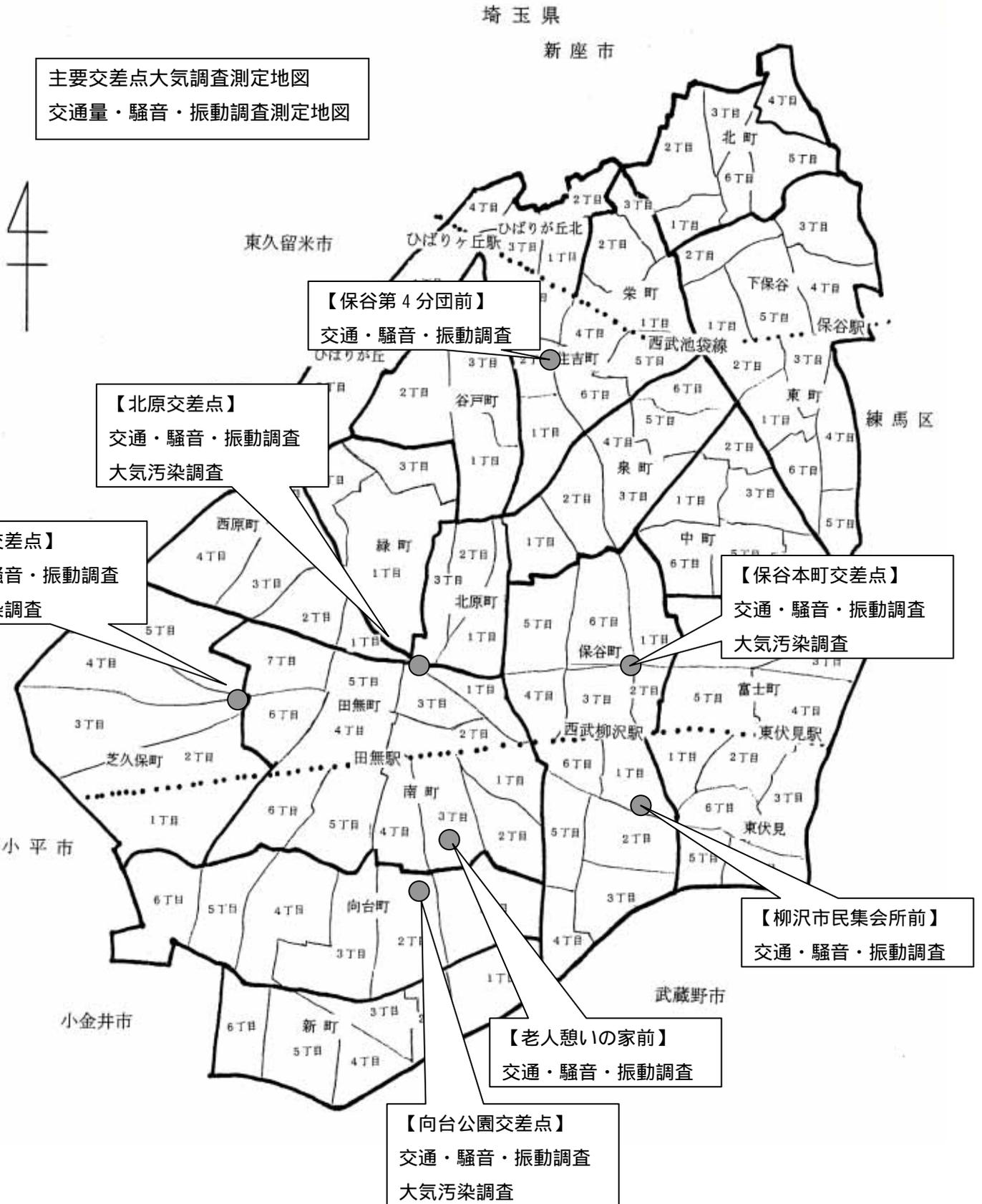
第4章 環境施策の実施状況

調査項目			平成 16 年度					平成 17 年度					平成 18 年度					
			pH	BO D	DO	SS	CO D	pH	BO D	DO	SS	CO D	pH	BO D	DO	SS	CO D	
			河川水質調査	石神井川	境橋	9月	8.5	3.0	13	3	8.9	6.8	2.5	11.4	不検出	2.6	7.0	2.1
溜淵橋	2月	6.9			8.1	4.5	5	14	7.2	21	5.5	4	2.6 6	7.0	3.9	10	1	5.3
	9月	7.1			1.0	8.5	16	4.3	6.3	0.9	8.6	不検出	10.6 6	6.8	0.5	7.7	41	2.2
2月	6.9	0.8			9.2	<1	2.7	6.2	1.4	8.0	ND	ND	6.8	0.5	8.9	<1	1.5	
白子川	下保谷	9月		7.6	15	2.2	7	14	6.7	8.5	3.2	4	6.0	6.9	5.6	4.9	4	8.2
		2月		7.3	32	1.9	22	30	6.8	120	2.8	27	58	7.3	36	1.9	4	21
新川		9月		7.2	11	2.6	10	12	湯水のため欠測	湯水のため欠測	湯水のため欠測	湯水のため欠測	湯水のため欠測	7.1	<0.5	9.7	12	1.4
		2月		7.3	15	5.9	10	23	7.0	8.1	10.2	5	2.7	6.9	3.1	9.2	1	4.2
公害関係苦情受付件数	発生源別	工場		13					6					11				
		指定作業場		8					12					9				
		建設作業	18					29					24					
		一般	55					38					71					
		計	94					85					115					
	現象別	大気	2					20					9					
		水質	1					2					7					
		騒音	27					39					41					
		振動	9					4					4					
		悪臭	15					18					19					
		土壌	0					1					0					
		その他	40					1					35					
	計	94					85					115						

出典：事務報告書 平成16～18年度版

事業名〔担当課〕		交通量・騒音・振動等環境調査の実施 〔環境防災部環境保全課〕																
事業目的・内容等		騒音規制法・振動規制法による調査を定期的に継続して実施していく。																
調査項目：交通量・騒音・振動調査																		
測定場所 用途地域 ・(車線数)	平成16年度						平成17年度						平成18年度					
	交通 量 台/日	区 分	騒音 (dB) (LEQ)		振動 (dB)		交通 量 台/日	区 分	騒音 (dB) (LEQ)		振動 (dB)		交通 量 台/日	区 分	騒音 (dB) (LEQ)		振動 (dB)	
			要 請 限 度	測 定 値	要 請 限 度	測 定 値			要 請 限 度	測 定 値	要 請 限 度	測 定 値			要 請 限 度	測 定 値		
南町3 18 市道41号線 老人憩いの家前 第2種中高層住居 専用地域・(2)	13704	昼	75	65	65	45	14418	昼	75	66	65	46	13830	昼	75	64	65	45
		夜	70	65	60	42		夜	70	63	60	41		夜	70	63	60	40
柳沢1 11 都道4号線 柳沢市民集会所前 近隣商業地域・(6)	43686	昼	75	74	70	49	44112	昼	75	74	70	53	44604	昼	75	70	70	46
		夜	70	74	65	47		夜	70	71	65	46		夜	70	68	65	43
住吉町6 5 都道36号線 消防団保谷第4分 団前 第2種中高層住居 専用地域・(2)	欠測	昼	75	67	65	45	12708	昼	75	67	65	46	12432	昼	75	67	65	46
		夜	70	64	60	41		夜	70	65	60	43		夜	70	66	60	44
保谷町1 19 都道245号線 保谷本町交差点 準住居地域・(2)	28794	昼	75	70	65	53	欠測	昼	75	70	65	55	33762	昼	75	71	65	43
		夜	74	68	60	54		夜	74	67	60	51		夜	74	68	60	39
向台町2 5 都道12号線 向台公園前 第1種住居地域・ (2)	19044	昼	75	68	65	50	欠測	昼	75	69	65	49	19338	昼	75	68	65	41
		夜	70	64	60	49		夜	70	65	60	44		夜	70	64	60	40
田無6 3 都道5号線青梅街 道 橋場 近隣商業地域・(2)	17352	昼	75	69	70	45	22910	昼	75	70	70	49	19128	昼	75	67	70	47
		夜	70	67	65	43		夜	70	67	65	44		夜	70	65	65	45
田無1 1 都道5号線新青梅 街道 北原交差 点 近隣商業地域・(4)	69150	昼	75	74	70	54	66138	昼	75	74	70	54	65448	昼	75	74	70	50
		夜	70	73	65	52		夜	70	73	65	52		夜	70	72	65	50

出典：事務報告書 平成16年度～平成18年度版



## 2 道路環境・交通マネジメント

市街地における自動車中心の道路交通のあり方を見直し、徒歩や自転車利用などの推進と、そのための安全性、利便性向上などの対策を推進していきます。[西東京市環境基本計画 38 頁]

### (1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1)	自転車駐車場(無料・有料) 収容可能台数	25 箇所 20,866 台	25 箇所 20,866 台	26 箇所 21,538 台
(2)	自動車保有台数(軽自動車等も含む)	73,195 台	73,589 台	74,033 台
(3)	公共交通機関利用者数 (鉄道の1日平均乗降客数)			
	田無駅	72,384 人	73,783 人	75,546 人
	西武柳沢駅	17,385 人	17,282 人	17,284 人
	東伏見駅	23,270 人	23,659 人	24,195 人
	ひばりヶ丘駅 保谷駅	64,940 人 52,245 人	66,033 人 52,954 人	66,499 人 53,876 人

出典：(1)事務報告書 平成16～18年度、(2)(3)統計にしよう 平成18年度版(資料提供：(2)多摩自動車検査登録事務所・市民税課、(3)西武鉄道㈱広報部)

### (2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕	コミュニティバス(はなバス)の運行〔都市整備部交通計画課〕			
事業目的・内容等	コミュニティバス(はなバス)5路線を運行する。			
区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
はなバス運行補助	147,694,797 円	127,489,525 円	136,406,590 円	
利用者数	1,175,898 人	1,234,376 人	1,282,981 人	
事業名〔担当課〕	自転車駐車場の整備〔都市整備部交通計画課〕			
事業目的・内容等	通勤・通学等の自転車利用者のための自転車駐車場を整備する。			
市管理：市が管理しているもので、利用料は無料 センター管理：自転車駐車場整備センターが管理しているもので、利用料は有料				
自転車駐車場設置状況	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
市管理	設置箇所	6 箇所	6 箇所	5 箇所
	面積(m <sup>2</sup> )	2,600	2,600	2,992
	収容可能台数(台)	2,780	2,780	2,880
	収容台数(台)	3,000	3,240	2,810
センター管理	設置箇所	19 箇所	19 箇所	21 箇所
	面積(m <sup>2</sup> )	14,338	14,338	15,171
	収容可能台数(台)	18,086	18,086	18,658
	収容台数(台)	12,300	9,909	13,149

出典：事務報告書 平成16～18年度版

3 都市景観・都市環境の保全

より質の高い生活環境を確保するため、美しい街並みを形成するための取組みを進めていきます。[西  
東京市環境基本計画 38 頁

(1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1) 地域環境美化運動 参加者数 回収量	約2,300人 1,265kg	約2,700人 1,170kg	約2,400人 1,090kg
(2) 放置自転車等撤去台数(原動機付自転車含む)	10,830台	10,675台	10,849台

出典：事務報告書 平成18年度版

(2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕	環境美化の推進〔環境防災部環境保全課〕					
事業目的・内容等	地域環境美化の推進及び快適な生活環境の確保について、市民意識の普及・高揚を図るため、老人クラブ等の協力で空き缶・空きビン等の回収を春と秋の年2回行う。					
区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	5月29日	9月25日	5月28日	9月24日	5月27日	9月30日
参加者数	約1000人	約1300人	約1200人	約1500人	約1200人	約1200人
空き缶	70kg	250kg	130kg	190kg	110kg	160kg
空きビン	80kg	400kg	120kg	150kg	80kg	110kg
ペットボトル	25kg	100kg	100kg	140kg	50kg	60kg
その他	40kg	300kg	160kg	180kg	160kg	360kg
事業名〔担当課〕	放置自転車対策の推進〔都市整備部交通計画課〕					
事業目的・内容等	自転車放置防止対策を推進するため、各駅周辺で放置防止指導、自転車整理、放置自転車の撤去等を行った。					
区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度			
放置自転車保管場所収容台数	6,000台	4,300台	3,300台			
放置自転車保管場所収容箇所数	4か所	3か所	3か所			
撤去台数	自転車	10,656	10,495台	10,709台		
	原動機付自転車	174	180台	140台		
	計	10,830台	10,675台	10,849台		
撤去回数	243回	244回	245回			
返還台数(返還率%)	自転車	6,107台(57.3)	6,055台(57.7)	6,335台(59.2)		
	原動機付自転車	159台(91.4)	154台(85.6)	125台(89.3)		
	計	6,266(57.9)	6,209台(58.2)	6,460台(59.5)		
処分台数	自転車	4,723台	4,401台	4,404台		
	原動機付自転車	6台	45台	20台		
	計	4,729台	4,446台	4,424台		

出典：事務報告書 平成16～18年度版

#### 4 みどりの保全・育成

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取組みを進めます。[西東京市環境基本計画 51 頁]

##### (1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1) 緑被率	29.1%(461.9 ha) (平成16年度値)		
(2) 公園面積	18.65 ha	23.15 ha	28.69 ha
(3) 樹林地面積	192.8ha (平成16年度値)		
(4) 保存樹木本数	1,166 本	945 本	967 本
(5) 保存樹林地面積	29,408 m <sup>2</sup>	28,558 m <sup>2</sup>	28,558 m <sup>2</sup>
(6) 保存生垣延長	8,086.2 m	8,030 m	8,303.1 m
(7) 生産緑地面積	147 ha	145 ha	144 ha
(8) 畑地目(農地)面積	177 ha	171 ha	170 ha
(9) 市民農園及び家族農園数	8 か所 1.8 ha	10 か所 2.1 ha	9 か所 1.9ha

出典：(1)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)事務報告書 平成16～18年度版,(2)多摩地域データブック 平成18年度版

##### (2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕	市民苗木配布の推進〔都市整備部公園緑地課〕		
事業目的・内容等	樹木の苗木を自宅に植えて、育ててもらい、市内により多くのみどりを増やすため、市民まつりにおいて市民に無料で苗木を配布した。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	平成16年11月14日 ブルーベリーほか30種類、2,265本	平成17年11月13日 トキワマンサクほか31種類、2,274本	平成18年11月12日 トキワマンサクほか25種類、1,946本
事業名〔担当課〕	西原自然公園植生管理事業〔都市整備部公園緑地課〕		
事業目的・内容等	平成16・17・18年度 市内でも数少ない貴重な樹林を有する「西原自然公園」を、間伐による適正な林分密度管理などを行い、主林木であるクヌギやコナラの成長等を促すため、市民団体である「西原自然公園を育成する会」と協働して植生管理を実施した。		

事業名〔担当課〕		樹木・樹林・生垣の保存〔都市整備部公園緑地課〕							
事業目的・内容等		<p>市内のみどり保存のため、市民の財産と考える貴重な樹木等の維持管理に対して補助等を行う。</p> <p>指定用件 保存樹木：地上1.5mの高さでの幹の周囲が1.5m以上のもの、木の高さが15m以上のもの 株立ちした樹木で、その高さが3m以上のもの、はん登性樹木で、枝面積が30㎡以上のもの、特異な樹木で、高さが3m以上の保存に値するもの 保存樹林：樹木の集団で、土地面積が100㎡以上のもの 保存生垣：生垣を形成する樹木の集団で、その長さが10m以上のもの</p>							
区分	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	指定	解除	延べ	指定	解除	延べ	指定	解除	延べ
樹木	11本	8本	1,166本	6本	227本	945本	36本	14本	967本
樹林	0か所	1か所	33か所	0か所	2か所	31か所	-	-	31か所
生垣	6か所	5か所	188か所	4か所	5か所	187か所	7か所	1か所	193か所
事業名〔担当課〕		生垣造成助成事業〔都市整備部公園緑地課〕							
事業目的・内容等		<p>ブロック塀から生垣につくり替える、あるいは新たに生垣をつくる方へ造成費の補助を行う。</p> <p>補助額：1m当たり1万円</p>							
区分		平成16年度		平成17年度		平成18年度			
生垣助成件数(延長)		10件(144.2m)		7件(66.1m)		11件(188.3m)			
事業名〔担当課〕		緑地保全地区樹林地の保全〔都市整備部公園緑地課〕							
事業目的・内容等		<p>山林を保全することで、自然空間、防災避難空間を確保し、みどりあふれる都市環境を確保するため、山林保全指定を行い、固定資産税及び都市計画税の減免を行う。</p>							
平成16年度		平成17年度			平成18年度				
山林保全地区 8,730㎡(6か所)		山林保全地区 8,730㎡(6か所)			山林保全地区 8,730㎡(6か所)				
事業名〔担当課〕		優良農地育成事業〔市民生活部産業振興課〕							
事業目的・内容等		<p>農業振興及び農地による自然空間の確保を図るため、保存協定（市内に所在する生鮮農産物等の生産性の高い農地で、かつ自然空間の確保の上からも、野菜、果樹、植木を生産する場として保全する必要があると認められる農地の内、0.2ha以上で、都市と調和する農業経営が4年以上継続される見込みのある農地を対象）を締結し、農業用構築物の設置費や農機具の購入費等の一部を補助する。</p>							
平成16年度		平成17年度			平成18年度				
対象者:15人 補助金額:7,264,000円 対象施設:ハウス、トラクター等		対象者:15人 補助金額:6,360,000円 対象施設:ハウス、トラクター等			事業終了				

事業名〔担当課〕	市民農園と家族農園の運営〔市民生活部産業振興課〕
----------	--------------------------

事業目的・内容等 市民の農業への理解とうるおいのある生活、都市空間の醸成を図るため、市民農園、家族農園の運営を行う。

市民農園：市が農地を借り上げたものを市民に開放しているもの

家族農園：農地の所有者自身が市民に開放しているもの

区分	農園名	面積 (㎡)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
			区画数		
市民農園	住吉町市民農園	1,307	66	66	66
	新町市民農園	1,752	56	56	56
	北町市民農園	1,302	33	33	33
	東町市民農園	2,180	82	82	-
	富士町市民農園	2,269	-	105	105
	計(総面積 ㎡)		237(6,541)	342(8,810)	260(6,630)
家族農園	北原家族農園	2,747	195	173	173
	北芝久保家族農園	5,436	100	105	105
	谷戸家族農園	2,993	184	184	184
	南町家族農園	496	25	25	25
	小谷戸家族農園	700	-	31	31
	計(総面積 ㎡)		504(11,672)	518(12,372)	518(12,372)

H18.12.31 閉園

事業名〔担当課〕 公園等の設置〔都市整備部公園緑地課〕

事業目的・内容等 市民の憩いの場である公園等を新たに設置した。

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	公園名 (面積)	区分	公園名 (面積)	区分	公園名 (面積)	区分
都市公園	上保谷新田公園 (965.00 ㎡)	市有地	西東京いこいの森公園 (44,182.65 ㎡)	市有地	谷戸セントラルパーク (1,122.35 ㎡)	市有地
	谷戸二丁目第 2 公園 (1,040.03 ㎡)	市有地	芝久保一丁目さくらの丘公園 (557.64 ㎡)	市有地		
都市公園以外の市立公園	緑町二丁目第 4 公園 (227.55 ㎡)	市有地			向台二丁目第 5 公園 (371.50 ㎡)	市有地
	緑町二丁目第 5 公園 (204.83 ㎡)	市有地			向台こもれび公園 (307.04 ㎡)	市有地
	西原三丁目第 1 公園 (202.62 ㎡)	市有地			谷戸ゲートパーク (309.23 ㎡)	市有地
	芝久保一丁目第 3 公園 (124.19 ㎡)	市有地				
	芝久保一丁目第 4 公園 (398.50 ㎡)	市有地				

## 第4章 環境施策の実施状況

事業名〔担当課〕	生産緑地の指定〔都市整備部都市計画課〕		
事業目的・内容等	生産緑地の指定・保全を行った。		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	買取申出 10 件 14,589 m <sup>2</sup> (買取実績なし) 指定 325 地区 146.58ha	買取申出 15 件 16,532 m <sup>2</sup> (買取実績なし) 指定 323 地区 145.32ha	買取申出 14 件 27,546 m <sup>2</sup> (買取実績なし) 指定 323 地区 143.74ha
事業名〔担当課〕	花いっぱい運動の支援〔都市整備部公園緑地課〕		
事業目的・内容等	西東京市花いっぱい運動(市民が参加して公園等の花壇に年間を通じて花を植え、手入れを行う)に対して、希望する公共用地を認可し、子どもたちの遊びに支障のない場所に簡易な花壇を設置し、花苗、種子等の支援を行った。		
	平成 16・17・18 年度 実施		

出典：事務報告書 平成 16～18 年度版

## 5 水辺環境の保全

健全な水循環を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。[西東京市環境基本計画 52 頁]

### (1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1) 河川水質【BOD濃度】 基準値等 = 5.0 mg/以下	石神井川境橋 5.6 mg/ 石神井川溜渕橋 0.9 mg/	11.8 mg/ 1.2mg/	3.0 mg/ 0.92 mg/
(2) 河川流量 (年2回(9月・2月)平均)	石神井川境橋 0.048 m <sup>3</sup> /s 石神井川溜渕橋 0.269 m <sup>3</sup> /s	0.078 m <sup>3</sup> /s 0.201 m <sup>3</sup> /s	0.028 m <sup>3</sup> /s 0.32 m <sup>3</sup> /s
(3) 透水性舗装面積	6,981 m <sup>2</sup>	2,445 m <sup>2</sup>	8,175 m <sup>2</sup>
(4) 上水道の使用量	19,607 千m <sup>3</sup>	17,679 千m <sup>3</sup>	19,748 千m <sup>3</sup>

出典：(1)(3)(4)事務報告書 平成16～18年度版、(2)事業報告書 平成16～18年度(石神井川流域環境協議会)

### (2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕	雨水浸透ます設置の促進〔都市整備部下水道課〕		
事業目的・内容等	雨水溢水対策、水循環確保の一環として、各戸浸透ます設置の助成事業を行い、雨水への対策意識の向上を図った。  対象物件：敷地面積が1,000 m <sup>2</sup> 未満の既存の住宅、店舗兼住宅を所有している方		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
浸透ます設置助成件数 (カック内設置個数)	42件(130個)	35件(127個)	46件(168個)
助成費	4,280,010円	4,109,109円	4,962,930円
事業名〔担当課〕	透水性舗装の実施〔都市整備部道路管理課〕		
事業目的・内容等	透水性舗装を実施した。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	6,981 m <sup>2</sup>	2,445 m <sup>2</sup>	8,175 m <sup>2</sup>
事業名〔担当課〕	水洗化の促進〔都市整備部下水道課〕		
事業目的・内容等	河川の水質汚濁の改善や公衆衛生の向上を図るため、地道な広報活動や未水洗理由の把握に努めることによって、くみ取り便所から水洗便所への改造、浄化槽の公共下水道への接続を促進する。		
	平成16・17・18年度 水洗便所改造資金助成・補助金交付実績なし		

事業名〔担当課〕	水質の安全確保〔水道部工務課〕		
事業目的・内容等	水道水の安全確保のため、東京都及び西東京市で3地点の水質管理を行った。		
	平成16・17・18年度		
	(1)毎日検査(残留塩素・色・濁り) (2)項目検査 水道法に基づく水質基準検査項目-50項目(基準値、毎月・年定期検査) 水質管理目標設定項目-25項目(目標値、毎月・年定期検査) 自己水源井の水質検査-12項目(3年に1度)		
事業名〔担当課〕	水質調査の実施〔環境防災部環境保全課〕		
事業目的・内容等	環境汚染から市民生活を守るため、環境の実態を把握し問題の早期発見に努めるとともに、環境モニタリングを定期的に継続して実施していく。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
河川水質調査	4か所	4か所	4か所
データ詳細は「1 環境汚染の防止」(p32)参照			

出典：事務報告書 平成16～18年度版

6 自然とのふれあいの確保

緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取組みを進めます。[西東京市環境基本計画 53 頁]

(1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1) 自然観察会参加人数	75人	57人	79人

出典：事務報告書 平成16～18年度版

(2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕	自然観察会の実施〔都市整備部公園緑地課ほか〕		
事業目的・内容等	市民対象の自然観察会等を実施した。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>公園緑地課実施 平成16年11月19日 (小山田緑地) 貴重なみどりが増えつつある中、みどりや生き物が保全されていて、多摩丘陵の原風景が残っている豊かな山野草に恵まれた雑木林や谷戸の田んぼ等を散策し、自然を守ることの大切さを探る。 市民32人参加 市民グループと公民館との協働事業の実施 平成16年8月27日 (東大農場・演習林) 公民館講師派遣事業を活用し、夏休み親子自然観察会を東大農場の演習林で実施した。 市民43人参加</p>	<p>公園緑地課実施 平成17年10月27日 (都立小宮公園) 初秋の雑木林や里山を散策する自然観察会を通して、緑の大切さや雑木林のすばらしさを認識してもらい、自然保護や緑の保全について考える。 市民34人参加 市民グループと公民館との協働事業の実施 平成17年8月26日 (東大農場・演習林) 公民館講師派遣事業を活用し、夏休み親子自然観察会を東大農場の演習林で実施した。 市民23人参加</p>	<p>公園緑地課実施 平成18年10月24日 (神奈川県立東高根森林公園) 豊かな緑にふれる自然観察会を通して、緑の大切さや雑木林のすばらしさを認識してもらい、自然保護や緑の保全について考える。 市民18人参加 市民グループと公民館との協働事業の実施 平成18年8月25日 (東大農場・演習林) 公民館講師派遣事業を活用し、夏休み親子自然観察会を東大農場の演習林で実施した。 市民61人参加</p>

出典：事務報告書 平成16～18年度版

7 歴史的・文化的環境資源の確保

先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。[西東京市環境基本計画 53 頁]

(1) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕		郷土資料室の活用〔生涯学習部社会教育課〕		
事業目的・内容等		郷土資料室を広く一般に公開した。		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
展示物		ジオラマによる田無の歴史12景 ・旧石器時代(石器) ・縄文時代(土器・石斧・石皿・すり石ほか) ・鎌倉・室町時代(板碑・永楽通宝) ・江戸時代(火事場の禁止令・踏み絵・行燈ほか) ・明治時代(絵馬・手風琴ほか)		
来室者		2,972人	2,885人	2,538人
文化財ウィーク		・郷土資料室企画展 「西東京市の今・むかし」写真展 参加者 426人 ・市内文化財めぐり 参加者 28人 ・講演会 「縄文・弥生時代の実年代」 講師：小林謙一 (国立歴史民俗博物館研究員) 参加者 42人	・郷土資料室企画展 「西東京市の指定文化財」写真展 参加者 353人 ・市内文化財めぐり 参加者 40人 ・講演会 「遺跡公園と埋蔵文化財の活用」 講師：十菱駿武 (山梨学院大学教授) 参加者 27人	・郷土資料室企画展 下野谷遺跡展 参加者 604人 ・市内文化財めぐり 参加者 27人 ・講演会 「縄文時代の社会」 講師：高橋龍三郎 (早稲田大学教授) 参加者 39人 ・体験発掘 参加者 42人 ・下保谷遺跡パネル展 参加者 43人 (アンケート回答数)
事業名〔担当課〕		下野谷遺跡の埋蔵文化財調査〔生涯学習部社会教育課〕		
事業目的・内容等		歴史的文化遺産である遺跡の調査を実施した。		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
		対象面積：73㎡ 対応：立会調査 調査日程：平成16年7月8日 その他5回実施	対象面積：12.5㎡ 対応：本調査 調査日程：平成17年5月18日～19日 その他4回実施	対象面積：163.17㎡ 対応：立会い 調査日程：平成18年8月11日～12日 その他7回実施

出典：事務報告書 平成16～18年度版

8 広域的な環境問題への対応〔基本方針3〕

地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識して上で、各主体の参加の下、優先的な取組みを進めていきます。〔西東京市環境基本計画 66 頁〕

(1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1) 市内からのCO <sub>2</sub> 排出量〔t-CO <sub>2</sub> 〕電気・ガス使用量等から換算	347,751 t-CO <sub>2</sub>	-	-
(2) エネルギー使用量 電力使用量(総消費量) 都市ガス使用量	686 GWh 45,145 千m <sup>3</sup>	- 47,241 千m <sup>3</sup>	48,950 千m <sup>3</sup>
(3) 市内に登録している天然ガス自動車台数 (東京ガス㈱調べ)	41 台	45 台	57 台 H20.2 未調べ

(2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕	クリーンエネルギー自動車の導入〔各部局〕		
事業目的・内容等	温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止のため、庁用車について天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車の計画的な導入を促進した。		
導入台数	平成16年度	平成17年度	平成18年度
天然ガス車台数	25 台	25 台	22 台
全庁用車における天然ガス車の導入割合	15.8%	16.9%	15.1%
事業名〔担当課〕	地球温暖化対策実行計画の推進〔環境防災部環境保全課〕		
事業目的・内容等	市役所が事業所として具体的な地球温暖化対策の施策を検討し、実行するための地球温暖化対策実行計画を策定した。温室効果ガス削減のための取組みを推進している。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	「西東京市地球温暖化対策実行計画」を策定。温室効果ガスの削減目標を定める。 二酸化炭素排出量:10,699 t-CO <sub>2</sub>	「西東京市地球温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガスの削減に努めている。 二酸化炭素排出量:8,481 t-CO <sub>2</sub>	「西東京市地球温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガスの削減に努めている。 二酸化炭素排出量:8,469 t-CO <sub>2</sub>

9 ごみ減量・循環型社会へ

将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみの排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な減量を目指した取組みを進めていきます。[西東京市環境基本計画 67 頁]

(1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
(1) 一般廃棄物発生量	54,835 t	55,790 t	55,936 t	
(2) 事業系可燃ごみ量	7,716 t	8,193 t	8,480 t	
(3) 家庭系ごみ量	総ごみ量	47,119 t	47,597 t	47,455 t
	可燃ごみ量	30,239 t	30,773 t	30,643 t
	不燃ごみ量(不燃+粗大+有害ごみ)	7,256 t	6,880 t	6,887 t
	資源物量	9,624 t	9,944 t	9,925 t
(4) 家庭系ごみ人口当たり量	688 g / 人日	682 g / 人日	676g / 人日	
(5) リサイクル率(資源物量 / 家庭系総ごみ量)	20.4%	20.9%	20.9%	
(6) 集団回収量	2,916 t	3,039 t	3,250 t	
(7) 最終処分場搬入量	6,395 t	5,684 t	880 t	

出典：(1)(2)(3)(4)(5)(6)事務報告書 平成16年～18年度版、

(7)多摩地域ごみ実態調査 平成16～18年度版( 東京市町村自治調査会)

(2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕	啓発活動の充実〔環境防災部ごみ減量推進課〕
事業目的・内容等	市民にごみの排出ルールや分別の徹底を図った。
平成16・17・18年度	
パンフレットの印刷と配布：「ごみ・資源物収集日程表」「粗大ごみの出し方」	
事業名〔担当課〕	廃棄物減量等推進員の活動〔環境防災部ごみ減量推進課〕
平成16・17・18年度	
「リサイクル型都市西東京市」を目指すため、推進員により地域住民への廃棄物の減量啓発、再資源化の活動を行った。	

事業名〔担当課〕	生ごみ減量化処理機購入助成事業〔環境防災部ごみ減量推進課〕						
事業目的・内容等	生ごみ堆肥化によるごみの減量を推進するため、家庭用生ごみ処理機購入助成を行った。 助成要件：購入価格の2分の1で、上限助成金額が4万円まで						
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		
	助成基数：122基 助成金額：3,164,700円		助成基数：147基 助成金額：3,767,800円		助成基数：135基 助成金額：3,254,400円		
事業名〔担当課〕	「りさいくる市」の開催〔環境防災部ごみ減量推進課〕						
事業目的・内容等	田無・保谷両庁舎において「りさいくる市」を開催し、不用品等の再使用・再利用を図った。						
	平成16年度		平成17年度		平成18年		
	開催月	出店数	来場者数	出店数	来場者数	出店数	来場者数
	4月	80店	100人			70店	951人
	5月	70店	600人	70店	1,600人	70店	240人
	6月	80店	1,000人	70店	1,160人	70店	1,000人
	7月	70店	2,500人			70店	1,682人
	8月	70店	500人			70店	562人
	9月	70店	500人	70店	759人	70店	1,471人
	10月	70店	1,500人			70店	1,074人
	11月	70店	1,500人	70店	1,196人	70店	1,279人
	12月	70店	800人	70店	881人	70店	1,057人
	延べ	650店	9,000人	350店	5,596人	630店	9,316人
事業名〔担当課〕	集団回収活動の支援〔環境防災部ごみ減量推進課〕						
事業目的・内容等	資源の再生を推進する集団回収運動の気運を培い、市民の資源有効利用についての認識を深めるために、再生資源の回収を行う団体に対し奨励金を交付し、活動の活性化を図る。						
	平成16年度		平成17年度		平成18年		
	実施団体数	364団体	実施団体数	364団体	実施団体数	366団体	
	回収物 紙類	2,688t	回収物 紙類	2,801t	回収物 紙類	2,988t	
	布類	227t	布類	237t	布類	262t	
	アルミ	685kg	アルミ	815kg	アルミ	690kg	

出典：事務報告書 平成16年～18年度版

10 農と消費の一体化

農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取組みを進めていきます。[西東京市環境基本計画 68 頁]

( 1 ) 環境施策の実施状況 (平成 16 年度～平成 18 年度)

事業名・担当課	有機農業推進事業〔市民生活部産業振興課〕		
事業目的・内容等	有機物を中心とした土づくりにより土壌の生態系を保持し、より安全な農産物の生産を重視した有機農業を推進した。		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	有機堆肥の配布 補助対象者：110 人 補助金額：2,800,000 円	有機堆肥の配布 補助対象者：107 人 補助金額：2,800,000 円	堆肥補助・有機質肥料補助 補助対象者：178 人 補助金額：4,320,000 円

出典：事務報告書平成 16 年～18 年度版

## 11 環境情報の交流

西東京市の環境の状況を、広く市民に役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報に関しての各主体間のコミュニケーションを進めていきます。

[西東京市環境基本計画 80 頁]

### (1) 環境施策の実施状況（平成 16 年度～平成 18 年度）

事業名〔担当課〕	ホームページの運用〔企画部広報広聴課・各局〕		
事業目的・内容等	市民サービス向上のため、「西東京市ホームページ」をより充実させて運用した。		
内 容	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
アクセス件数	441,045 件	438,787 件	695,835 件
事業名〔担当課〕	広報西東京の運用〔企画部広報広聴課〕		
事業目的・内容等	市についての市民の主たる情報源である「広報西東京」の情報をより充実させ、わかりやすく、親しまれる広報紙を発行した。		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
広報「西東京」の発行 毎月 2 回 (1 日・15 日)	発行部数：86,700 部/回 発行回数：24 回	発行部数：89,000 部/回 発行回数：24 回	発行部数：89,800 部/回 発行回数：24 回
事業名〔担当課〕	情報公開コーナーの運用〔総務部文書課〕		
事業目的・内容等	積極的な情報公開を行うことにより市政への市民参加を推進するため、田無庁舎・保谷庁舎の情報公開コーナーを市民が利用しやすいように運用した。		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
公開請求	112 件	147 件	151 件
事業名〔担当課〕	市民参加条例に基づく市民参加の推進〔企画部企画課・各局〕		
事業目的・内容等	、「西東京市市民参加条例」に基づき、審議会等への市民公募枠の確保や市民意見提出制度（パブリックコメント）、市民説明会、市民ワークショップなどを実施した。		
	平成 16・17・18 年度		
環境基本計画策定及び推進、環境基本条例の一部改正、エコプラザ西東京の建設において市民参加手続きを実施した。			

出典：事務報告書平成 16～18 年度版

12 環境学習の推進

子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。[西東京市環境基本計画 80 頁]

(1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1) 環境学習リーダー(東京都)登録者数	3人	3人	(環境サポーター養成講座受講者46人)
(2) 環境カウンセラー(環境省)登録者数	6人	6人	6人
(3) こどもエコクラブ数	0団体	0団体	1団体

出典：環境保全課

(2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

事業名〔担当課〕	環境読本の作成・活用〔環境防災部環境保全課〕		
事業目的・内容等	西東京市の環境について、自発的な環境保全活動が促進されるよう、また、子どもの頃から環境意識を高めるため、西東京市の環境についての冊子にまとめるとともに、小学4年生を対象に配布を行った。		
	平成16・17・18年度		
	「西東京市の環境」を2,500冊印刷し、小学生等に配布した。		
事業名〔担当課〕	環境講演会等の開催〔環境防災部環境保全課・保谷公民館〕		
事業目的・内容等	市民を対象とした環境講演会や講座を開催した。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	環境保全課 「食から考える環境」 「身近な生き物から考える環境」 「地球から考える環境」 田無公民館 「家庭生活と環境 part Ⅰ」 住吉公民館 「農業を知る講座」 「川と自然と生活」 「子どものいろいろ体験教室」	環境保全課 「地球温暖化と身近な水・緑・土」 「地球温暖化と家庭・安全・健康」 田無公民館 「環境講座 エネルギー」 住吉公民館 「農業を知る講座」 「環境講座地球温暖化について」	環境保全課 「西東京市～みどり再発見～」 「小さな命・タネから始める環境学習」 田無公民館・住吉公民館共催 「環境体験講座」 住吉公民館 「子どものいろいろ体験教室」 「農業を知る講座」

出典：事務報告書 平成16～18年度版

13 環境保全活動への支援・14 パートナーシップの推進

市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。

環境保全に当たって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などとの連携による取組みを進めていきます。[西東京市環境基本計画 81 頁]

(1) 環境指標の状況(平成16年度～平成18年度)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1) 環境保全分野の特定非営利活動法人(NPO)数	8 団体	11 団体	11 団体

(2) 環境施策の実施状況(平成16年度～平成18年度)

<b>事業名〔担当課〕</b>	NPO等との協働の推進〔市民生活部生活文化課・各部署〕		
<b>事業目的・内容等</b>	NPOとの協働を推進することにより、多様な市民ニーズに対応するとともに、様々な地域課題の解決を図るための事業を実施した。		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	NPO企画提案事業実施 ・みどりの散策路調査委託 ・子育て支援地域活動 ・NPO見本市 NPO職員研修の開催	NPO企画提案事業実施 ・パトロールで健康 ・移動サービス協力者研修 ・高齢者パソコン体験 ・食育らんど NPO職員研修の開催	NPO企画提案事業実施 ・中高年第二の人生応援塾 ・認知症サポート講座 ・環境サポーター養成講座 ・子ども料理体験 NPO企画提案事業パネル展
<b>事業名〔担当課〕</b>	大学との相互協定に基づく事業の推進〔企画部企画課・各部署〕		
<b>事業目的・内容等</b>	武蔵野大学と協働し、まちづくりを進めるために、相互協力に関する協定に基づき、人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組んでいく。		
<b>内 容</b>	平成16年度	平成17年度	平成18年度
附属機関等委員委嘱	18名〔17審議会等〕	16名〔16審議会等〕	13名〔13審議会等〕
相互協力事業	実施12件	実施14件	実施14件

出典：事務報告書 平成16～18年度版



## 環境指標の状況

---

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
<b>基本方針 1</b>						
<b>環境汚染の防止</b>						
大気中二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) の環境基準達成状況	NO <sub>2</sub> 環境基準達成率 (達成局/測定局)	100%	100%	100%	100%	100%
	NO <sub>2</sub> 環境基準達成測定局数 / 測定局数		3/3	3/3	3/3	3/3
大気中二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) の測定結果 (年平均値)	田無町：都一般環境大気測定局 (ppm)	0.06	0.024	0.023	0.022	0.021
	下保谷：都一般環境大気測定局 (ppm)	0.06	0.026	0.026	0.026	0.025
	青梅街道柳沢：自動車排出ガス測定局 (ppm)	0.06	0.040	0.037	0.037	0.036
大気 (SPM) の環境基準達成状況	SPM環境基準達成率 (達成局/測定局)	100%	0%	33%	33%	100%
	SPM環境基準達成測定局数 / 測定局数		0/3	1/3	1/3	3/3
大気 (SPM) の測定結果 (年平均値)	田無町：都一般環境大気測定局 (mg/m <sup>3</sup> )	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.038	0.035	0.041	0.029
	下保谷：都一般環境大気測定局 (mg/m <sup>3</sup> )	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.042	0.038	0.036	0.029
	青梅街道柳沢：自動車排出ガス測定局 (mg/m <sup>3</sup> )	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.049	0.044	0.037	0.036
光化学スモッグの発生状況	多摩北部地域の光化学スモッグ注意報発令件数	0.12ppm以上	19	17	3	12
	多摩北部地域の光化学スモッグ学校情報発令件数	0.10ppm以上	29	32	17	26
酸性雨の状況 (保谷庁舎屋上の測定値)	年平均値 (pH)	pH5.6以下	4.6	4.6	4.8	4.7
	最大値 (pH)	pH5.6以下	7.2	6.1	6.9	6.1
	最小値 (pH)	pH5.6以下	3.4	3.5	3.5	3.5
道路交通(交通量)	市道41号線 老人憩いの家前 (台/日)		12,780	13,386	14,208	13,704
	都道4号線 柳沢市民集会場前 (台/日) H18から東京ガススタック前		47,682	47,250	45,996	43,686
	都道36号線 消防団保谷第4分団前 (台/日)		13,284	12,996	12,762	欠測
	都道245号線 保谷本町交差点 (台/日)		24,960	34,398	35,718	28,794
	都道12号線 向台公園前 (台/日)		18,792	19,716	19,278	19,044
	都道5号線 青梅街道橋場 (台/日)		18,108	20,172	20,100	17,352
	都道5号線 新青梅街道北原交差点 (台/日)		67,938	64,842	67,776	69,150
道路交通(騒音)	70dB以上の地点数/測定地点数		5/11	2/7	2/7	2/7
	市道41号線 老人憩いの家前 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:66 夜:61	昼:65 夜:61	昼:65 夜:62	昼:65 夜:65
	都道4号線 柳沢市民集会場前 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:75 夜:73	昼:74 夜:72	昼:75 夜:73	昼:74 夜:74
	都道36号線 消防団保谷第4分団前 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:66 夜:64	昼:66 夜:65	昼:66 夜:63	昼:67 夜:64
	都道245号線 保谷本町交差点 (dB)	昼:75dB 夜:74dB	昼:75 夜:74	昼:69 夜:67	昼:69 夜:67	昼:70 夜:68
	都道12号線 向台公園前 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:66 夜:63	昼:68 夜:65	昼:68 夜:64	昼:68 夜:64
	都道5号線 青梅街道橋場 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:69 夜:67	昼:69 夜:67	昼:67 夜:67	昼:69 夜:67
	都道5号線 新青梅街道北原交差点 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:72 夜:69	昼:72 夜:69	昼:72 夜:52	昼:74 夜:73
	市道41号線 老人憩いの家前 (dB)	昼:65dB 夜:60dB	昼:40 夜:34	昼:42 夜:37	昼:46 夜:43	昼:45 夜:42
	都道4号線 柳沢市民集会場前 (dB)	昼:70dB 夜:65dB	昼:47 夜:44	昼:46 夜:44	昼:48 夜:43	昼:49 夜:47
	都道36号線 消防団保谷第4分団前 (dB)	昼:65dB 夜:60dB	昼:47 夜:41	昼:45 夜:44	昼:48 夜:42	昼:45 夜:41
	都道245号線 保谷本町交差点 (dB)	昼:65dB 夜:60dB	昼:53 夜:54	昼:53 夜:54	昼:53 夜:54	昼:53 夜:54
	都道12号線 向台公園前 (dB)	昼:65dB 夜:60dB	昼:50 夜:49	昼:50 夜:51	昼:50 夜:49	昼:50 夜:49

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	出典
100%	100%								東京都環境局
3/3	3/3								東京都環境局
0.019	0.019								東京都環境局
0.025	0.024								東京都環境局
0.035	0.034								東京都環境局
100%	100%								東京都環境局
3/3	3/3								東京都環境局
0.031	0.030								東京都環境局
0.036	0.037								東京都環境局
0.034	0.038								東京都環境局
15	14								東京都環境局
34	24								東京都環境局
4.8	4.8								環境保全課
7.1	6.4								環境保全課
3.7	3.6								環境保全課
14,418	13,830								環境保全課
44,112	44,604								環境保全課
12,708	12,432								環境保全課
欠測	33,762								環境保全課
欠測	19,338								環境保全課
20,910	19,128								環境保全課
66,138	65,448								環境保全課
4/7	2/7								環境保全課
昼:66 夜:63	昼:64 夜:63								環境保全課
昼:74 夜:71	昼:70 夜:68								環境保全課
昼:67 夜:65	昼:67 夜:66								環境保全課
昼:70 夜:67	昼:71 夜:68								環境保全課
昼:69 夜:65	昼:68 夜:64								環境保全課
昼:70 夜:67	昼:67 夜:65								環境保全課
昼:74 夜:73	昼:74 夜:72								環境保全課
昼:46 夜:41	昼:45 夜:40								環境保全課
昼:53 夜:46	昼:46 夜:43								環境保全課
昼:46 夜:43	昼:46 夜:44								環境保全課
昼:55 夜:51	昼:43 夜:39								環境保全課
昼:49 夜:44	昼:41 夜:40								環境保全課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
<b>基本方針 1</b>						
環境汚染の防止						
道路交通(振動)	都道5号線 青梅街道橋場 (dB)	昼:70dB 夜:65dB	昼:50 夜:46	昼:47 夜:43	昼:47 夜:43	昼:45 夜:43
	都道5号線 新青梅街道北原交差点 (dB)	昼:70dB 夜:65dB	昼:48 夜:47	昼:36 夜:35	昼:50 夜:30	昼:54 夜:52
大気中ダイオキシン類濃度(年平均値)環境基準達成状況	環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%
	環境基準達成測定地点数 / 全測定地点数		5/5	5/5	5/5	5/5
大気中ダイオキシン測定値(年平均値)	青嵐中学校 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.60 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.445	0.110	0.064	0.059
	東伏見小学校 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.60 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.370	0.083	0.036	0.051
	西東京市役所【保谷庁舎】 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.60 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.375	0.140	0.052	0.056
	谷戸小学校 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.60 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.400	0.086	0.050	0.052
	田無第一中学校 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.60 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.370	0.089	0.051	0.052
河川の水質(BOD濃度年平均値)	石神井川境橋 (mg/ )	5mg/ 以下	8.0	5.8	5.5	5.6
	石神井川溜淵橋 (mg/ )	5mg/ 以下	1.4	0.8	1.3	0.9
	白子川(栄町1-9) (mg/ )	8mg/ 以下	366.0	-	-	-
	白子川(下保谷3-7) (mg/ )	8mg/ 以下	29.1	16.7	73	23.5
	新川(中町1-5-1) (mg/ )		15.1	5.8	13.5	13.0
公害苦情件数	ばい煙関係(件)		11	10	15	2
	粉じん関係(件)		1	0	0	0
	水質汚濁関係(件)		1	1	0	1
	騒音関係(件)		38	23	32	27
	振動関係(件)		6	3	7	9
	悪臭・有害ガスほか(件)		15	16	27	55
工場数及び指定作業場数	工場数(件)		697	696	696	690
	指定作業場数(件)		518	523	538	792
フィルターバッチによる二酸化窒素簡易測定	平均濃度(ppm)	0.06ppm 以下	0.022	0.037	0.028	0.041
	調査測定地点		96か所	93か所	94か所	95か所
地下水水質調査(平均値)	トリクロロエチレン (mg/ )	0.03mg/	0.0102	0.0140	0.0087	0.0107
	テトラクロロエチレン (mg/ )	0.01mg/	0.0072	0.0065	0.0057	0.0124
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/ )	1mg/	0.0015	0.0017	0.005	0.0011
主要交差点大気汚染調査(1時間値の1日平均値)	一酸化窒素(ppm) 保谷本町交差点		0.227	0.100	0.057	0.119
	向台公園前交差点		0.090	0.013	0.022	0.116
	橋場交差点		0.145	0.096	0.017	0.251
	北原交差点		0.247	0.300	0.148	0.263
	二酸化炭素(ppm) 保谷本町交差点	0.06ppm 以下	0.058	0.040	0.037	0.048
	向台公園前交差点		0.045	0.023	0.033	0.033
	橋場交差点		0.042	0.047	0.020	0.051
	北原交差点		0.057	0.058	0.047	0.063

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	出典
昼:49 夜:44	昼:47 夜:45								環境保全課
昼:54 夜:52	昼:50 夜:50								環境保全課
100%	100%								環境保全課
5/5	5/5								環境保全課
0.056	0.037								環境保全課
0.042	0.026								環境保全課
0.048	0.034								環境保全課
0.052	0.048								環境保全課
0.046	0.033								環境保全課
11.8	3.0								環境保全課
1.2	0.92								環境保全課
-	69.5								環境保全課
64.3	20.8								環境保全課
8.1	6.6								環境保全課
20	3								環境保全課
0	6								環境保全課
2	7								環境保全課
39	41								環境保全課
4	4								環境保全課
20	54								環境保全課
691	691								環境保全課
793	797								環境保全課
0.035	0.041								環境保全課
96か所	94か所								環境保全課
0.011	0.010								環境保全課
0.012	0.009								環境保全課
0.002	0.002								環境保全課
0.051	0.088								環境保全課
0.017	0.019								環境保全課
0.055	0.068								環境保全課
0.152	0.236								環境保全課
0.033	0.040								環境保全課
0.022	0.029								環境保全課
0.028	0.044								環境保全課
0.045	0.063								環境保全課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
<b>基本方針 1</b>						
環境汚染の防止						
主要交差点大気汚染調査 (1時間値の1日平均値)	窒素酸化物 (ppm) 保谷本町交差点		0.284	0.140	0.095	0.166
	向台公園前交差点		0.135	0.036	0.056	0.149
	橋場交差点		0.188	0.143	0.037	0.302
	北原交差点		0.304	0.357	0.195	0.326
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> ) 保谷本町交差点	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下	0.042	0.025	0.028	0.031
	向台公園前交差点		0.026	0.010	0.026	0.028
	橋場交差点		0.040	0.078	0.020	0.061
	北原交差点		0.055	0.093	0.043	0.04
道路環境・交通マネジメント						
自転車駐車場	設置箇所数 (箇所)		25	26	26	25
	収容可能台数 (台)		21,291	21,156	21,156	20,866
自動車保有台数	自動車保有台数 (台)		73,412	73,643	53,688	73,195
	1人当たりの自動車保有台数 (台) (人口は各年度3月31日現在)		0.40	0.40	0.29	0.39
公共交通機関 (鉄道) 利用者数 (1日平均乗降客数)	田無駅 (人)		71,207	70,682	71,609	72,384
	西武柳沢駅 (人)		18,705	18,238	17,888	17,385
	東伏見駅 (人)		21,688	21,633	22,285	23,270
	ひばりヶ丘駅 (人)		64,957	63,955	64,599	64,940
公共交通機関 (鉄道) 利用者数 (1日平均乗降客数)	保谷駅 (人)		52,943	52,328	52,295	52,245
都市景観・都市環境の保全						
地域環境美化運動	参加者数 (人)		2,000	2,400	2,300	2,300
	回収量 (kg)		740	833	635	1,265
都市景観・都市環境の保全						
放置自転車の撤去	放置自転車撤去台数 (台)		10,116	11,107	11,522	10,830
	放置自転車返還台数 (台)		5,862	6,301	6,618	6,266
	返還率 (%)		57.9	56.7	57.4	57.9
空き地の適正管理	苦情件数 (件)		36	39	46	78
	指導件数 (件)		34	37	43	44
<b>基本方針 2</b>						
みどりの保全・育成						
緑被率	緑被率 (%)	おおむね 30%維持	30.2 (11年度値)	30.2 (11年度値)	30.2 (11年度値)	29.1 (16年度値)
公園面積	公園面積 (ha)		18.1	18.3	18.3	18.7
保存樹林・樹木	保存樹木本数 (本)		1,210	1,189	1,163	1,166
	保存樹林面積 (m <sup>2</sup> )		32,052	32,117	30,298	29,408
	保存生垣延長 (m)		8,296	8,053	8,367	8,086
生垣設置助成	助成件数 (件)		18	41	11	10
	延べ長 (m)		167.75	394.2	143.3	144.2

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	出典
0.085	0.128								環境保全課
0.039	0.048								環境保全課
0.083	0.112								環境保全課
0.197	0.299								環境保全課
0.019	0.037								環境保全課
0.007	0.018								環境保全課
0.020	0.017								環境保全課
0.026	0.059								環境保全課
25	26								交通計画課
20,866	21,538								交通計画課
73,589	74,033								市民税課ほか
0.39	0.39								市民税課ほか
73,783	75,546								西武鉄道(株)
17,282	17,284								
23,659	24,195								
66,033	66,499								西武鉄道(株)
52,954	53,876								
2,700	2,400								環境保全課
1,170	1,090								環境保全課
10,675	10,849								交通計画課
6,209	6,460								交通計画課
58.2	60								交通計画課
72	53								環境保全課
47	18								環境保全課
29.1 (16年度値)	29.1 (16年度値)								公園緑地課
23.2	28.7								公園緑地課
945	967								公園緑地課
28,558	28,558								公園緑地課
8,030	8,303								公園緑地課
7	11								公園緑地課
66.1	188.3								公園緑地課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
<b>基本方針 2</b>							
みどりの保全・育成							
市民緑化苗木無料配布	配布類数及び本数		34種 3,967本	35種 3,148本	38種 2,385本	30種 2,265本	
生産緑地・畑地目(農地)面積	生産緑地面積 (ha)		154.00	153.00	150	147	
	畑地目(農地)面積 (ha)	160	189	186	182	177	
生産緑地買取・指定状況	買取申出の件数及び面積 (㎡)		10件 10,800㎡	12件 16,922㎡	16件 23,932㎡	10件 14,589	
	指定地区数及び面積 (ha)		319地区 153.96	318地区 152.66	317地区 149.68	325地区 146.58	
農地の転用 (各年1月1日から12月31日まで)	転用総数 (㎡)		71件 34,776	70件 31,306	80件 38,746	87件 68,250	
	農地法第4条転用総数 (㎡)		19件 11,293	26件 14,804	24件 8,413	45件 33,056	
	【住宅関係等】 (㎡)		13件 9,063	20件 11,479	14件 5,165	27件 20,887	
	【道路等】 (㎡)		2件 1,181	-	3件 374	1件 1,407	
	【貸駐車場等】 (㎡)		3件 613	5件 2,863	7件 2,874	11件 5,815	
	【その他】 (㎡)		1件 436	1件 462	-	6件 4,947	
	農地法第5条転用総数 (㎡)		52件 23,483	44件 16,502	56件 30,333	42件 35,194	
	【住宅関係等】 (㎡)		36件 19,490	39件 13,504	50件 28,276	38件 32,547	
	【材料置場等】 (㎡)		-	1件 1,280	-	-	
	【その他】 (㎡)		16件 3,993	4件 1,718	6件 2,057	4件 2,647	
	市民農園・家族農園数	設置数 (箇所)		8	10	8	8
		面積 (ha)		1.8	2.1	1.9	1.8
公園管理協力会員数	団体会員数 (人)		18団体 301人	20団体 293人	25団体 483人	27団体 581人	
	個人会員数 (人)		22	27	30	34	
優良農地育成事業	補助事業対象者数 (人)		14	15	16	15	
水辺環境の保全							
透水性舗装	透水性舗装面積 (㎡)		5,411	5,716	8,331	6,981	
上水道の使用量	水道使用総量 (千m³)	現状より 10%削減	18,546	19,048	19,109	19,607	
河川流量	石神井川境橋 (m³/s)		0.042	0.029	0.035	0.048	
	石神井川溜淵橋 (m³/s)		0.145	0.026	0.188	0.269	
公共施設における中水・雨水利用	利用している施設数 (箇所)		6	7	8	8	
公共施設における雨水貯留・浸透施設	新規設置施設数 (箇所)		1	2	2	3	
各戸貯留・浸透施設設置	助成件数 (件)		30	41	39	42	
	浸透枳設置数 (個)		122	129	127	130	
自然とのふれあいの確保							
自然とのふれあいの機会	自然観察会市民参加人数 (人)		88	100	74	75	
<b>基本方針 3</b>							
広域的な環境問題への対応							
エネルギー使用量(電力・ガス)	電力総使用量 (GWh/年)	現状より 10%削減	695	712	649	686	
	従量電灯A・B電力使用量 (GWh/年)		276	292	277	304	
	都市ガス販売量 (千m³)	現状より 10%削減	44,810	46,651	47,550	45,145	

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	出典
31種 2,274本	25種 1,946本								公園緑地課
145	144								都市計画課
171	170								資産税課 目標値：産業振興課
15件 16,532	14件 27,546								都市計画課
323地区 145.32	323地区 143.74								都市計画課
102件 43,574	105件 55,028								農業委員会
41件 15,440	49件 31,562								農業委員会
28件 10,091	25件 13,385								農業委員会
2件 17	4件 196								農業委員会
5件 1,601	18件 16,705								農業委員会
6件 2,731	2件 1,276								農業委員会
61件 28,134	56件 23,467								農業委員会
53件 25,276	50件 22,790								農業委員会
-	-								農業委員会
8件 2,858	6件 677								農業委員会
10	9								産業振興課
2.1	1.9								産業振興課
31団体 725人	32団体 716人								公園緑地課
40	31								公園緑地課
15	- (廃止)								産業振興課
2,445	8,175								道路建設課
17,679	19,748								水道部
0.078	0.028								環境保全課
0.201	0.320								環境保全課
9	10								建築営繕課
5	4								建築営繕課
35	46								下水道課
127	168								
57	79								公園緑地課 保谷公民館
-	-								東京電力(株)
-	-								東京電力(株)
47,241	48,946								東京ガス(株)

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
<b>基本方針3</b>						
広域的な環境問題への対応						
市内からのCO <sub>2</sub> 排出量	電気及び都市ガス使用の寄与分 (t-CO <sub>2</sub> )		350,558	360,594	338,477	347,751
太陽光システム導入件数	太陽光発電または太陽熱利用システムを導入した公共施設数		0	0	2	1
クリーンエネルギー自動車の導入	市内に登録している天然ガス自動車数(台) 平成18年度は平成20年度2月末時		20	40	39	41
	庁用車への導入台数(台)		1	12	22	25
ごみ減量・リサイクル						
一般廃棄物の発生量	一般廃棄物発生量 (t)		54,658	54,997	55,366	54,835
事業系一般廃棄物の発生量	事業系可燃ごみ量 (t)		6,960	7,299	7,320	7,716
家庭系一般廃棄物の発生量	家庭系ごみ量 (t)		47,699	47,698	48,046	47,119
	可燃ごみ量 (t)		31,625	31,721	31,226	30,239
	不燃ごみ量 (t) 粗大ごみ含む		6,539	6,715	7,333	7,256
	資源物量 (t)		9,534	9,262	9,487	9,624
市民1人1日当たりのごみ排出量	家庭系ごみ人口当たり量 (g/人日)	663g 以下	721	713	709	688
ごみのリサイクル率	=資源物量/家庭系ごみ量	35% 以上	20.0%	19.4%	19.7%	20.4%
資源化量	総数 (t)		9,233	8,854	9,116	9,314
	新聞 (t)		1,885	1,817	1,832	1,971
	雑誌 (t)		2,865	2,806	2,835	2,772
	ダンボール (t)		1,238	1,256	1,324	1,384
	布類 (t)		550	519	585	631
	牛乳パック (t)		7	5	4	1
	鉄類 (t)		387	391	374	355
	アルミ (t)		237	253	278	285
	生ビン (t)		298	256	234	218
	カレット (t)		1,366	1,151	1,194	1,173
	ペットトレイ (t)		400	400	456	524
資源物集団回収	資源回収量 (t)		3,194	2,936	2,806	2,916
廃油回収	年4回実施 (kg)		1,600	1,600	1,980	2,520
生ごみ減量化処理機購入助成	助成基数 (基)		173	79	78	122
	助成金額 (円)		4,473,039	1,682,700	1,782,000	3,164,700
資源物集団回収	参加団体数		368	365	369	364
最終処分量	最終処分場搬入量 (t) (最終処分における当市寄与分)	大幅削減	9,382	7,555	7,600	6,395
ごみ集積所	ごみ集積所設置数 (箇所)		-	約5,000	約5,000	約5,000
リサイクルショップ利用状況	タンス (点)		313	295	275	188
	食器棚 (点)		233	235	181	135
	整理棚 (点)		288	253	217	170
	本棚 (点)		211	296	232	217
	机 (点)		176	131	112	80

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	出典
-	-								環境保全課
1	1								環境保全課 建築管轄課
45	57								東京ガス(株)
25	22								東京ガス(株)
55,790	55,936								ごみ減量推進課
8,193	8,480								ごみ減量推進課
47,597	47,455								ごみ減量推進課
30,773	30,643								ごみ減量推進課
6,880	6,887								ごみ減量推進課
9,944	9,925								ごみ減量推進課
682	676								ごみ減量推進課
20.9%	20.9%								ごみ減量推進課
9,609	9,577								ごみ減量推進課
2,043	1,890								ごみ減量推進課
2,781	2,733								ごみ減量推進課
1,463	1,543								ごみ減量推進課
655	660								ごみ減量推進課
1	1								ごみ減量推進課
325	309								ごみ減量推進課
284	284								ごみ減量推進課
235	251								ごみ減量推進課
1,281	1,360								ごみ減量推進課
541	546								ごみ減量推進課
3,039	3,250								ごみ減量推進課
2,960	3,200								ごみ減量推進課
147	135								ごみ減量推進課
3,767,800	3,254,400								ごみ減量推進課
364	366								ごみ減量推進課
5,684	880								ごみ減量推進課
約5,000	5649								ごみ減量推進課
226	223								ごみ減量推進課
145	140								ごみ減量推進課
183	169								ごみ減量推進課
144	145								ごみ減量推進課
120	105								ごみ減量推進課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
<b>基本方針 3</b>						
ごみ減量・リサイクル						
リサイクルショップ利用状況	テーブル(点)		336	334	324	251
	椅子・ソファ(点)		1,088	1,065	1,054	672
	ベッド(点)		211	198	164	132
	小物入れ(点)		55	67	55	66
	その他(点)		1,979	1,676	1,209	832
農と消費の一体化						
有機農業推進事業	補助事業対象者数(人)		84	113	109	110
	補助物[堆肥]の総数(袋)		7,417	9,399	4,007	-
<b>基本方針 4</b>						
環境学習の推進						
環境学習リーダー(東京都)	登録者数(人)		5	5	3	3
環境カウンセラー(環境省)	登録者数(人)		2	4	0	6
生涯学習における環境学習	環境学習実施件数(回)		-	4	5	5
環境保全活動への支援						
市民団体	環境保全分野のNPO法人数		-	1	4	8
	市で把握している環境分野の団体数		5	6	6	10
大気の簡易測定体験講座	二酸化窒素の測定箇所数(か所)		春: 250 冬: 250	春: 250 冬: 250	春: 350 冬: 350	春: 350 冬: 350
<b>基礎情報(各年度4月1日現在)</b>						
人口	(人)		179,563	181,300	183,308	185,742
男性	(人)		89,201	90,127	91,011	91,990
女性	(人)		90,362	91,173	92,297	93,752
世帯数	(世帯)		78,142	79,808	81,060	82,673

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	出典
248	258								ごみ減量推進課
701	684								ごみ減量推進課
119	104								ごみ減量推進課
35	39								ごみ減量推進課
877	913								ごみ減量推進課
107	178								産業振興課
-	-								産業振興課
3	3								東京都環境局
6	6								環境省
4	8								公民館 環境保全課
11	11								環境保全課
9	9								環境保全課
春：350 冬：350	春：350 冬：350								環境保全課
187,755	191,287								市民課
92,925	94,602								市民課
94,830	96,685								市民課
83,986	85,975								市民課



## 主な環境基準

---

主な環境基準(各基準と物質解説)

環境基準とは、人の健康を保持し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められています。この基準は環境基本法第16条に基づき公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められており、受忍の限度あるいは許容の限度という意味をもつものではありません。基準値は、人体影響等の疫学的データに基づいた科学的見地と行政上の実現可能性を考慮して定められています。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10ppm以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値が0.6pg TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

1 pgはピコグラムと呼び、1兆分の1gを表す単位です。

2 TEQはダイオキシン類の中で、最も毒性の強い2.3.7.8.四塩化ダイオキシンに換算して表したものです。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/以下	1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg/以下
鉛	0.01 mg/以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/以下
六価クロム	0.05 mg/以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/以下
砒素	0.01 mg/以下	チウラム	0.006 mg/以下
総水銀	0.0005 mg/以下	シマジン	0.003 mg/以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/以下
ジクロロメタン	0.02 mg/以下	セレン	0.01 mg/以下
四塩化炭素	0.002 mg/以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/以下
1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/以下	ふっ素	0.8 mg/以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02 mg/以下	ほう素	1 mg/以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04 mg/以下	ダイオキシン類(水質)	1 pg TEQ/以下
1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/以下	ダイオキシン類(底質)	150 pg TEQ/g以下

土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	検液1につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき1mg未満であること。	1.2-ジクロロエタン	検液1につき0.004mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1.1-ジクロロエチレン	検液1につき0.02mg以下であること。
有機磷	検液中に検出されないこと。	シス-1.2-ジクロロエチレン	検液1につき0.04mg以下であること。
鉛	検液1につき0.01mg以下であること。	1.1.1-トリクロロエタン	検液1につき1mg以下であること。
六価クロム	検液1につき0.05mg以下であること。	1.1.2-トリクロロエタン	検液1につき0.006mg以下であること。
砒素	検液1につき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	トリクロロエチレン	検液1につき0.03mg以下であること。
総水銀	検液1につき0.0005mg以下であること。	テトラクロロエチレン	検液1につき0.01mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	1.3-ジクロロプロペン	検液1につき0.002mg以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。	チウラム	検液1につき0.006mg以下であること。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	シマジン	検液1につき0.003mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1につき0.02mg以下であること。	チオベンカルブ	検液1につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1につき0.002mg以下であること。	ベンゼン	検液1につき0.01mg以下であること。
		セレン	検液1につき0.01mg以下であること。
		ふっ素	検液1につき0.8mg以下であること。
		ほう素	検液1につき1mg以下であること。
		ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。

騒音に係る環境基準（単位：デシベル）

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

- 1 AA：療養地域、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業の用に供される地域  
2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

物質の解説

物質	説明
二酸化硫黄	無色・刺激性のある気体で、水に溶け亜硫酸になる。俗に亜硫酸ガスといい、硫酸化物の代表的なものである。主に重油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼して発生する二酸化硫黄は、大気中で徐々に酸化される。健康被害は慢性気管支炎、喘息性気管支炎、食欲不振、体重減少等が現れる。
一酸化炭素	無色・無臭、水に難溶の気体で、重油、ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。生体組織に酸素を運搬するヘモグロビンと強く結合するため、吸入すると酸素欠乏をきたし、重症の場合は窒息死する。
浮遊粒子状物質	沈殿速度が小さいため、大気中に長期間浮遊している微粒子であって、その粒径が10μ以下のものをいう。粒径が10μ以下の粒子は、そのほとんどが気道又は肺胞に沈着し、人の健康上有害な影響を与える。
二酸化窒素	高濃度の場合は、赤褐色の気体で刺激臭をもち、腐食性に富む。主に自動車、工場などで燃料の燃焼に伴って排出され、燃料中の窒素分や、空気中の窒素ガスが酸化されて生成する。排出される窒素酸化物の90%以上は一酸化窒素であるが、太陽光照射下で種々の物質の関与により二酸化窒素に酸化される。0.12ppmから敏感な人には知覚され、1～3ppmで臭気を感じる。高濃度急性暴露で、肺水腫、線維性細気管支炎、肺気腫を起こす。低濃度慢性暴露では、慢性気管支炎、肺機能低下を生ずることが指摘されている。また、二酸化窒素は水に溶けやすく、水と反応して硝酸や亜硝酸を生ずることから、酸性雨の原因ともなる。
カドミウム	カドミウムは青みを帯びた銀白色の金属で、柔らかく、延性及び展性に富みナイフでも容易に割れる。メッキ、顔料、電池等に使用され、発生源としてはメッキ、塗料、ガラス等の工場と鉱山精錬所などがあげられる。 カドミウムはイタイイタイ病等との関連で知られているが、吸入、経口摂取のいずれの場合にも体内に蓄積される。経口摂取が続くと胃腸炎、筋肉痛、着色尿のほか、肝臓障害が現れる。長時間にわたってカドミウムの煙霧、粉じんを吸入すると肺気腫、胃腸障害、骨変化等の症状が現れる。
全シアン	シアン、シアノ錯体等のCN基を含む化合物をいう。代表的なものとして、シアニ化水素酸(青酸)、シアニ化ナトリウム(青酸ソーダ)、シアニ化カリウム(青酸カリ)などがある。 シアン化合物はメッキ液に使用されており、かつては河川を汚染する事故が多かった。毒性は、呼吸器、消化器官、皮膚から吸収されて体内組織の酸素欠乏を招くことである。脳の中樞神経は酸素の欠乏に弱く、呼吸中枢に作用して呼吸停止を起こすことがある。
鉛	鉛は、融点の低い銀白色の柔らかい金属。化合物には、無機鉛化合物と、有機鉛化合物がある。前者には、酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、硫酸鉛などがあり、後者には、自動車用アンチノック剤として使われる四エチル鉛、合成樹脂製品の安定剤として使われるステアリン酸鉛などがある。鉛及びその化合物の環境への廃出源としては、自動車排出ガスのほか鉛、鉛精錬業、鉛蓄電池製造業、顔料製造業、印刷業、ガラス製造業などの排煙、排水がある。 鉛中毒症は、血液症状、精神症状、胃腸症状であり、初期の自覚症状は、全身倦怠、頭痛、疲労感、食欲不振などである。有機鉛化合物は特に毒性が高く、脳が犯され死に至ることもある。
六価クロム	クロム化合物のうち、クロムの原子価が正の6価のもの。クロム酸化合物、重クロム酸化合物が主なものであり、水溶液中で電離してクロム酸イオン、重クロム酸イオンなどの陰イオンを形成し、酸性溶液中で強い酸化剤として作用する。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫、潰瘍を起こす。大量に摂取すると嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし死亡する。経口致死量は約5gといわれている。 六価クロム化合物を利用する業種として、電気メッキ業、顔料製造業などがあげられる。冷却水の腐食抑制剤としても利用される。

主な環境基準

物質	説明
アルキル水銀	メチル基やエチル基などのアルキル基と水銀とが結合した有機水銀の一種。自然環境に存在する無機水銀が、ある条件の下でメチル水銀やジメチル水銀に変化し、食物連鎖を通じて魚介類に濃縮されることが知られている。水俣病はアセトアルデヒドの製造工程で副生したメチル水銀による公害病である。
PCB	2つのベンゼン核に塩素の結合した化合物。PCBは塩素含有量の異なる数多くの同族体の混合物である。絶縁性が高いなど電気的特性に優れ、熱、酸、アルカリなどに非常に安定なため、絶縁油、熱媒体やノンカーボン紙溶剤などに広く用いられた。微生物や光による分解を受けにくく、生物体にたやすく取り込まれ残留性が高く、しかも慢性毒性が強いことから汚染物質として問題となり、昭和47年に生産が中止された。
銅	人の成長に不可欠な必須元素であり、必要量は成人で2~2.5mg/日といわれる。ただし、水生生物に対する毒性は非常に強く、一般に魚に対する48時間半数致死濃度は、銅としては0.009~0.16mg/程度である。主要な化合物は硫酸銅、水酸化銅、酸化銅、塩基性炭酸銅である。発生源としては、自然界の岩石から溶出、鉱山排水、工場排水（メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非金属精錬所等）などがある。
ジクロロメタン	無色の液体。不燃性、非引火性で、溶剤、エアゾルの噴射剤、冷媒などに用いられる。水への溶解度が2g/100mとこの種の溶剤としてはかなり高く、また揮散しにくい。人体への影響は、急性症状として麻酔作用及び眼への刺激、慢性症状として皮膚の刺激及び発癌性の疑いが指摘されている。
四塩化炭素	無色の液体。フルオロカーボン類の原料や溶剤、殺虫剤などに用いられる。オゾン層破壊の原因物質の1つ。人体影響としては、急性症状として、麻酔作用、下痢、嘔吐があり、また、慢性症状としては肝臓、腎臓の障害、発癌性の疑いが指摘されている。
ジクロロエチレン	ジクロロエチレンには、1,1-ジクロロエチレン、シス及びトランス1,2-ジクロロエチレンの3種類があり、いずれも合成化学物質であり、天然には存在しない。 1,2-ジクロロエチレンは、常温では液体であり、わずかに刺激臭がある。水に難溶で各種有機溶剤に可溶し、引火性、可燃性があり、シス又はトランス混合物として他の塩素系溶剤の反応中間体としての用途がある。 また、ジクロロエチレンは、地下水中ではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンとともに検出される場合が多く、これらの分解生成物である可能性も指摘されている。
トリクロロエチレン	無色の液体で、油脂分を溶解する力が強い。不燃性であるため、火災の危険性がなく、金属等の脱脂洗浄剤に広く用いられる。人体影響としては、急性暴露による麻酔作用のほか、肝・腎臓への障害が指摘されている。皮膚からも吸収される。これと類似の物質に、テトラクロロエチレンがある。
テトラクロロエチレン	パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、水に難溶、不燃性で、抽出用溶媒、ドライクリーニング溶剤等として広く用いられている。人体影響は、急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝臓機能障害が指摘され、慢性毒性として発癌性の疑いがある。
シマジン	トリアジン系の除草剤。毒物、劇薬には指定されていない。作物の種まき時期又は生育期で雑草の発生初期に土壌処理すると、根から吸収され雑草の成長を抑制する。メヒシバ、カヤツリグサ、タデ、スズメノテッポウ等畑や果樹園の一年草雑草に用いる。団地や河川敷、ゴルフ場の芝生でも良く使われる。
チオベンカルブ	別名ベンチオカーブ。チオカーバメート系の除草剤で、毒物、劇薬には指定されていない。水田のノエビ、マツパイ等の除草に使用され、畑・苗代では種まき後に土壌処理され、田植え後は水状態で散布される。
ベンゼン	特有の臭気をもつ無色の液体。水に難溶。基礎的な化学原料として広く用いられる。人体影響としては、急性症状として麻酔作用が、慢性症状として造血機能の障害と発癌性が知られている。
セレン	一般に単体では灰色の光沢のある固体であるが、工業的には気体のセレン化水素として使用する例が多い。用途としては半導体の製造、光センサー、光電池の原料、ガラス工業などに用いられる。人体影響として、吸収した場合、目まいや吐き気、目への刺激、慢性症状として肺炎、肝臓・脾臓障害、溶血作用が知られている。
ふっ素	無機フッ素化合物と有機フッ素化合物に大別できる。アルミ電解工場、りん酸質肥料工場、光学ガラスなどの窯業製品工場、石油化学工場などで使用される。フッ素化合物の人体影響は、食道、胃の疼痛、嘔吐、胃けいれんなどがあり、吸い込むと、咳、呼吸困難が、重症では肺水腫などが起こる。慢性中毒として骨格フッ素中毒と、歯牙フッ素中毒（斑状歯）が知られている。
ほう素	自然界にも存在する元素で、さまざまな化合物がある。主にガラスの原料に使われており、一般には、ほう酸団子や子どもの遊び道具のスライムに含まれている。

大気汚染状況測定結果(平成 16 年度値)

東京都では、都内の大気汚染の状況を把握するために、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局(47 局)と幹線道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(35 局)で、24 時間、大気汚染状況の監視を行っています。

一般環境大気測定局の測定結果

測定局名	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )		浮遊粒子状物質(SPM)	
	環境基準 達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準 達成状況	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )
千代田区神田司町		0.033		0.030
中央区晴海		0.032		0.026
港区白金		0.030		0.030
港区台場		0.032		0.026
国設東京新宿		0.030		0.025
文京区本駒込		0.032		0.030
江東区大島		0.027		0.027
品川区豊町		0.026		0.030
品川区八潮	-	-		0.026
目黒区碑文谷		0.029		0.026
大田区東糀谷		0.028		0.033
世田谷区世田谷		0.028		0.025
世田谷区成城		0.024		0.029
渋谷区宇田川町		0.027		0.040
中野区若宮		0.025		0.029
杉並区久我山		0.025		0.032
荒川区南千住		0.029		0.028
板橋区氷川町		0.033		0.029
練馬区石神井台		0.025		0.033
練馬区北町		0.027		0.030
練馬区練馬		0.026		0.026
足立区西新井		0.028		0.029
足立区綾瀬		0.029		0.030
葛飾区鎌倉		0.025		0.036
葛飾区水元公園		0.023		0.029
江戸川区鹿骨		0.023		0.027
江戸川区春江町		0.027		0.033
江戸川区南葛西		0.028		0.028
区部適合状況	27/27	0.028	28/28	0.029
八王子市片倉町		0.019		0.028
八王子市館町		0.015		0.026
八王子市大楽寺町	-	-		0.027
立川市錦町		0.024		0.033
武蔵野市関前		0.027		0.027
青梅市東青梅		0.016		0.032
府中市宮西町		0.028		0.024
調布市深大寺南町		0.025		0.026
町田市中町		0.022		0.031
町田市能ヶ谷町	-	-		0.030
小金井市本町		0.025		0.028
小平市小川町		0.028		0.029
福生市本町		0.022		0.025
狛江市中和泉		0.026		0.033
東大和市奈良橋		0.020		0.025
清瀬市上清戸		0.024		0.028
多摩市愛宕		0.026		0.028
西東京市田無町		0.021		0.029
西東京市下保谷		0.025		0.029
多摩部適合状況	17/17	0.023	19/19	0.028
適合状況	44/44	0.026	47/47	0.029

自動車排出ガス測定局の測定結果

測定局名	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )		浮遊粒子状物質(SPM)	
	環境基準 適合状況	年平均値 (ppm)	環境基準 適合状況	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )
日比谷交差点	×	0.042		0.039
永代通り新川	×	0.046		0.030
第一京浜高輪	×	0.037		0.038
新目白通り下落合		0.036		0.028
春日通り大塚	×	0.036		0.034
明治通り大関横丁	×	0.039		0.032
水戸街道東向島	-	-	-	-
京葉道路亀戸		0.037		0.034
三ツ目通り辰巳	×	0.038		0.030
北品川交差点	×	0.045		0.033
中原口交差点	×	0.039		0.032
山手通り大坂橋	×	0.045		0.038
環七通り柿ノ木坂	×	0.037		0.033
環七通り松原橋	×	0.050	×	0.048
中原街道南千束		0.030		0.029
環八通り千鳥	×	0.033		0.028
玉川通り上馬	×	0.046		0.038
環八通り八幡山	×	0.042		0.034
甲州街道大原	×	0.038		0.032
山手通り東中野		0.029		0.031
早稲田通り下井草		0.035		0.029
明治通り西巢鴨		0.033		0.032
北本通り王子		0.033		0.031
中山道大和	×	0.049		0.039
日光街道梅島	×	0.044		0.034
環七通り亀有	×	0.040		0.028
区部適合状況	7/25	0.039	24/25	0.033
甲州街道八木町		0.025		0.031
五日市街道武蔵境		0.029		0.029
連雀通り下連雀		0.034		0.033
川崎街道百草園		0.028		0.031
新青梅街道東村山		0.035		0.033
甲州街道国立		0.037		0.040
青梅街道柳沢		0.036		0.036
小金井街道東久留米		0.033		0.032
東京環状長岡		0.031		0.040
多摩部適合状況	9/9	0.032	9/9	0.034
都適合状況	16/34	0.037	33/34	0.033

- 欄内の - 印は測定項目がありません。
- 環境基準適合状況の欄は、長期的評価になります。ただし、浮遊粒子状物質については、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。
- このデータは東京都環境局のものを抜粋しています。詳細については東京都環境局のホームページでご覧になれます。  
東京都環境局HPアドレス <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

## 用語解説

---

## 【あ】

## ISO14001

企業が地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構(ISO)が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、企業が環境に対する負担を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材育成やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

## アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的に、自動車の停車中はエンジンを停止させること。アイドリングとは、自動車等の駐停車時に無負荷、低速回転でエンジンがかかっている状態をいう。

## アスベスト

天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質をもつため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板などに幅広く使用されている。東京都では一定規模以上のアスベスト除去等の工事について環境確保条例で届出を義務づけている。また、大気汚染防止法でも同様に届出を義務づけている。

## 【い】

硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

無色の刺激性の強いガス。呼吸器系を刺激し、慢性気管支炎などの呼吸器系疾患の有力な原因になる。主な発生源は重油の燃焼で、現在、対策として重油の低硫黄化、脱硫装置の改善が進められている。数種ある硫黄酸化物の中で大気汚染に最も影響が大きいと考えられているのは二酸化硫黄である。

## 一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こす。

## 一般環境大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。一般環境大気測定局には、環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を把握する目的のもと、特定発生源の影響を受け高濃度の局所汚染が出現しやすい地域での緊急時の措置に対処するためのものの2種類がある。

## 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市が一般廃棄物の処理に関し、発生量及び処理量の見込み排出の抑制のための方策に関する事項 分別して収集するものとした種類及び分別の区分 適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 処理施設の整備に関する事項 その他処理に関し必要な事項について、市の基本構想に即して定めなければならないとされている。市は上記に従い、生活環境の保全上の支障が生じないうちに収集し、搬送し、処分しなければならない。

## 【う】

## ウォーム・ビズ

冬季の職場室温を20 にした場合でも、少しの工夫により暖かく働くことができることを表現した、ビジネススタイルの愛称。重ね着などがその工夫例。

## 雨水地下浸透

雨水を地中へ浸透させること。都市型洪水の防止、地下水位の維持・回復などを目的として行われる。

## 打ち水大作戦

雨水やお風呂の残り湯などを、いっせいに「打ち水」をすることにより、夏場の温度を少しでも下げようとする取り組み。平成15年の夏から始まったこの取り組みは、NPO法人が主催し、東京都が後援して実施している。

## 【え】

## エコアクション21

中小企業においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組みに対する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成16年4月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定した。

## SS(浮遊物質量)

粒径2mm未満の水に溶けない懸濁性の物質をいう。河川水にSSが多くなると、光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。また沈降堆積すると、河底の生物にも悪影響を及ぼす。一般に、水域の正常な生産活動を維持するには25mg/以下が望ましいとされている。

## SPM(浮遊粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質(PM)のうち、粒径が10μm(1μmは100万分の1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NO<sub>x</sub>(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが2~4割を占めていると言われている。

## 【お】

オキシダント(O<sub>x</sub>)

オキシダントは、大気中に排出されている窒素酸化物と炭化水素が、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こし、その反応の結果、二次的に生成される酸化物の総称である。オキシダントの主成分は80~90%がオゾンである。目のチカチカ、喉の痛み、植物への被害などの影響がある。

## 屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の指導を行っている。

## 温室効果ガス

温められた地表からの熱(赤外線)が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。

## 【か】

## カレット

空きピンを透明、茶色など色別選別し、細かく砕いたもの。ガラス原料などとして再利用される。

## 環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある実行の実現を目指すもの。

## 環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさを数値で定めているもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染しても良いとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

## 環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。西東京市環境基本条例第16条に規定されている。

## 【き】

## 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

1988年に、国連環境計画と世界気象機関の共催により設置された。世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている。

## 揮発性有機化合物(VOC)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

## キャンドル・ナイト

冬至の日に、長い夜を電気の明かりを消して、キャンド

ル(ろうそく)の火で過ごす取組み。地球温暖化防止での省エネルギー対策のために実施している。

## 協働基本方針

西東京市が平成15年度(平成16年3月)に策定したもので、市民活動団体と市が相互に対等な関係のもと、互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力することを基本方針として示している。

## 京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。平成17年2月に発効。

## 【く】

## クール・ビズ

夏季の職場室温を28にした場合でも、少しの工夫により涼しく働くことができることを表現した、ビジネススタイルの愛称。ノーネクタイなどがその工夫例。

## 【こ】

## 光化学スモッグ

光化学スモッグは、窒素酸化物、炭化水素類が太陽光線中の紫外線を受けて、化学反応により二次的汚染物質を生成することによって発生する。生成物として、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)及び二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。光化学反応によって生成される酸化性物質のうち二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」といっている。日差しが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、大気が白っぽくどんより濁った感じになる。人体影響としては目、のどに刺激を与えるほか、植物にも影響を与える。オキシダントの濃度が高くなった場合には、光化学スモッグ注意報等が発令され、市民に注意を促している。

## こどもエコクラブ

環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

## 【さ】

## 酸性雨

石化燃料の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれることによって生じ、通常pH(水素イオン濃度指数)5.6以下の雨をいう。欧米では、湖沼、森林等の生態系に深刻な影響を与え、国際問題となっている。日本でも、環境庁による1981年からの調査で、欧米並みかそれ以上の酸性降下物量が観測された。

## 【し】

## C O D (科学的酸素要求量)

過マンガン酸カリウムなどの酸化物が、水中の有機物を、二酸化炭素や水などに分解するのに必要な酸素の量。海中や湖沼の汚れ具合を示す数値で、値が大きいほど汚れていることになる。通常 5 mg/ 以下が望ましい。

## 自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

## 新エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

## 親水

水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられるようになった。

## 浸透ます

地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨どい下に設置する筒状のもの。市では戸建の家に対して設置の助成制度を実施している。

## 【せ】

## 生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、日本でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系(生物生息環境)の多様性の保全を進めている。

## 【た】

## ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。PCDDのほか、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義されており、約 220 種類が確認されている。

## 太陽エネルギー

太陽から降り注いでいるエネルギーをいう。これは、全人類の消費エネルギーの約 1 万倍にも相当するほど膨大で、これを発電、冷暖房、給湯などに利用する太陽熱利用システムや太陽光発電が、クリーンなエネルギー源として期待されている。

## 【ち】

## チーム・マイナス 6%

京都議定書による日本の温室効果ガス 6%削減約束に向けて、国民一人ひとりがチームのように一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトに、平成 17 年 4 月から環境省が推進している運動。

## 地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面水位の上昇や世界的な異常気象などの原因となることが懸念されている。

窒素酸化物(N O<sub>x</sub>)

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)をまとめた総称。燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応して発生する。ディーゼル車から多く排出するとされている。刺激性があり、呼吸器に悪影響を与えられている。

## 【て】

## D O (溶在酸素)

正式には溶存酸素という。水中に溶解している分子状酸素(O<sub>2</sub>)のことで、空気から溶け込むものが大部分であるが、水中の緑色植物の光合成作用によって、日中多量に生産されることも多い。清浄な河川にあっては、D O は、ほぼ飽和に近い 8 ~ 9 mg/ を示す。魚が住むには最低 5 mg/ 以上が必要である。

## 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。大気汚染だけでなく、地球温暖化の防止の観点からも普及が期待されている。

## デシベル(d B)

騒音や振動の大きさのレベルの単位として用いる。デシベルで表された騒音のレベルは、ある点での音のエネルギーを示す指標になる。音のエネルギーが 2 倍になると騒音のレベルは約 3 dB、3 倍になると 4.8 dB 高くなる。一方、振動における振動レベルは、ある点での振動加速度を示す指標になる。

## テトラクロロエチレン

パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、水に難溶・不燃性で、抽出用材・ドライクリーニング溶剤等として広く用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝臓機能障害が指摘され、慢性毒性として発ガン性の疑いがある。

## 天然ガス車

天然ガスを燃料として走る自動車。最も普及しているのは、天然ガスをそのまま圧縮して高圧ガスにして利用する圧縮天然ガス(CNG)自動車である。天然ガスを用いると二酸化硫黄や黒鉛の排出が少なく、窒素酸化物の排

出量もガソリン車並みになると言われている。

【と】

#### 透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

#### 特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法で基準が定められている作業で、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生するもの。特定建設作業の種類については、それぞれの政令で定められている。

#### 都市計画マスタープラン

地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園・住宅地づくりなどに関する「基本的」「総合的」「長期的」まちづくりの方針。西東京市のまちづくりは、「みどりの保全と継承」「安全・快適な住宅都市の形成」「まちの活力と魅力の創出」「様々な市民ニーズへの対応」を基本理念として進めている。

#### 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

略称「環境確保条例」。1969年に制定された「東京都公害防止条例」が2000年12月に全面的に改正、公布された。将来世代への良好な環境の継承、都民の健康と安全な生活の確保を目指している。

#### トリクロロエチレン

金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体などに用いられている。類似物質には、ドライクリーニングに用いられるテトラクロロエチレンなどがある。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす、発ガン物質である可能性が高いとされている。

【に】

#### 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

石油、石炭などの炭素化合物が燃焼されて発生する温室効果ガスの一つである。産業革命以前の大気中二酸化炭素濃度は280ppm程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、1986年には345ppm程度に増加している。

#### 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与えるといわれている。

【は】

#### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生資材、黒液、下水汚

泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃料として発電をおこなったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

【ひ】

#### ppm

体積比や重量比を表す単位で濃度や含有率を示すときに用いる。大気汚染物質濃度に関して使われるときには、体積比のことである。百万分の1、たとえば1m<sup>3</sup>(1,000,000cm<sup>3</sup>)中に1cm<sup>3</sup>の物質が含まれている場合を1ppmという。

#### BOD(生物化学的酸素要求量)

正式には生物化学的酸素要求量という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排出水の排出基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。5mg/以下が望ましい。

#### ヒートアイランド現象

都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染などが原因となる。

【ほ】

#### 保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて指定され、自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の5種類がある。保全地域における自然の保護と回復のための方針や規制等に関する計画(保全計画)を知事が決定する。

【ま】

#### マスタープラン(master plan)

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつけられる。

【み】

#### 水循環

地球上の水が太陽熱エネルギーを受けて蒸発し、降雨として再び地球に降り注ぐこと。近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。

## みどりの基本計画

正式には「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。1994年の都市緑化保守法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画が統合され、緑地の総合的なマスタープランとして創設された。緑地の景観形成機能、防災機能、生物生息機能、レクリエーション機能を総合的に評価・計画するものである。

【ゆ】

## 有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

【よ】

## 要請限度

交差点などにおいて、自動車排出ガスによる大気汚染並びに自動車交通による騒音及び振動が一定の限度を超えているときは、都道府県知事または市町村長は、公安委員会に対して、道路交通法の規定による車両の通行の禁止、最高速度の制限、徐行などの措置をとるよう要請することができる。この場合の大気汚染、騒音及び振動についての基準が要請限度と呼ばれている。

【り】

## リサイクル[再生利用：Recycle]

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

## リサイクル率

排出されたごみの総量に対するリサイクル(再生使用)された量の割合をいう。資源化率とも言われる。

## リデュース[発生抑制：Reduce]

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制する手法。事業者は、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、市民は、使い捨て製品や不要なものを購入しないこと、廃棄物を分別・減量して家庭からの発生量削減に努めることなど。

## 粒子状物質(PM)

発生源は生成機構の違いにより、ばいじんなど大気中に排出されたとき既に粒子として生成されたものと、排出時にガス状物質であったものが反応や凝縮などを経て生成されるものに分類される。

## リユース[再使用：Reuse]

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

## 緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。

# 西東京市環境基本条例

---

## 西東京市環境基本条例

## 目次

## 前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 環境基本計画等（第7条 第9条）

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備（第10条）

第2節 環境管理等の実施（第11条・第12条）

第3節 環境学習の推進等（第13条・第14条）

第4節 市民等の活動の支援（第15条）

第5節 報告書等（第16条）

第4章 地球環境の保全等（第17条）

第5章 環境審議会等（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条・第21条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるも

のをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることという。

## （基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

## （市の責務）

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

## （事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## （市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標及び基本方針
- (2) 施策の大綱
- (3) 環境配慮指針
- (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項

3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

### 第3章 市が講ずる環境施策等

#### 第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

#### 第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

(環境保全のための事前調査及び配慮)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 第3節 環境学習の推進等

(環境学習の推進等)

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

#### 第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

#### 第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に

基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4章 地球環境の保全等

(地球環境の保全等のための協力)

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

### 第5章 環境審議会等

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市の環境施策の進捗状況の検証に関すること。
- (3) その他環境施策に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 公募市民      | 4人以内 |
| (2) 事業者       | 2人以内 |
| (3) 学識経験者     | 2人以内 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 2人以内 |

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全活動等推進員)

第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。

3 推進員の活動について必要な事項は、市長が別に定める。

### 第6章 雑則

(指導、勧告等)

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があるとき、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の

改正規定は、同年7月1日から施行する。

---

---

～ みなさんからのご意見・ご感想をお聞かせください ～

この冊子「西東京市環境白書」について、お気づきの点やご意見・ご感想などがございましたら、はがきや封書、ファックス、メールでお送りください。これからの白書作成の参考にさせていただきます。

あて先 〒202-8555 西東京市中町1-5-1 保谷庁舎

西東京市生活環境部環境保全課環境計画係

電話：042-438-4042（直通）

FAX：042-438-6282

メール：[kankyou@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:kankyou@city.nishitokyo.lg.jp)

---

---

関係機関連絡先等

環境省	〒100-8975 住所：東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 電話：03-3581-3351 ホームページ： <a href="http://www.env.go.jp/">http://www.env.go.jp/</a>
東京都環境局	〒163-8001 住所：東京都新宿区西新宿2-8-1 電話：03-5321-1111 ホームページ： <a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/</a>
東京都環境局 多摩環境事務所	〒190-0022 住所：東京都立川市錦町4-6-3（立川合同庁舎内） 電話：042-523-3171
東京都環境科学研究所	〒136-0075 住所：東京都江東区新砂1-7-5 電話：03-3699-1331

## 西東京市環境白書

～平成18年度環境年次報告書～

平成19年3月

西東京市生活環境部環境保全課

〒202-8555 西東京市中町1-5-1

TEL：042-438-4042（直通）

FAX：042-438-6282

H P：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

